

# 安来市建築物耐震改修促進計画

平成29年3月

安 来 市

## 目 次

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項	1
1. 計画策定にあたって	1
2. 本計画の位置づけ及び内容等	4
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標設定	9
1. 地震の災害履歴	9
2. 安来市付近で想定される地震の規模及び被害の状況	13
第3章 建築物の耐震化の現状	24
1. 住宅耐震化の現状	24
2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状	26
3. 通行を確保すべき道路沿いの建築物	29
第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	32
1. 目標設定における基本的な考え方	32
2. 住宅の耐震化の目標	33
3. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標	35
4. 市有建築物の耐震化の目標	38
第5章 建築物の耐震化目標を達成するための施策	39
1. 施策の基本的な取り組み方針	39
2. 耐震診断・耐震改修を図るための施策	41
3. 地震に対する安全性の向上に向けた啓発及び知識の普及に関する施策	51
4. その他耐震診断及び耐震改修促進に関する必要な施策	54
5. 県計画における耐震改修促進法による法的措置との連携	55

# 第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

## 1. 計画策定にあたって

### 1.1. 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準を満たしていない昭和56年5月以前に建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じた。このような状況から昭和56年5月以前に建築された建築物を、現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が施行された。

その後、近年発生した鳥取県西部地震や、新潟県中越地震など大規模地震の発生のほか、東海地震、東南海・南海地震など大きな被害が想定される地震の発生が危惧されている。この状況を踏まえ、中央防災会議「地震防災戦略」が開かれ、東海・東南海・南海地震の想定される被害の半減化や、住宅や特定建築物の耐震化率の目標を9割にする事等が議論され、平成18年1月に耐震改修促進法の改正法が施行された。

このことを受けて島根県では平成19年2月に『島根県建築物耐震改修促進計画』（以下『県計画』という。）を定めている。安来市でも平成21年3月に市の実情に応じた計画策定の必要があることから、県計画では補いきれない内容を踏まえた『安来市建築物耐震改修促進計画』を策定した。

その後、平成23年3月に「東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）が発生し、マグニチュードはMw9.0と日本の観測史上最大規模の地震となった。この地震とそれによって引き起こされた津波、およびその後の余震は、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらし、日本における戦後最悪の自然災害となるとともに、福島第一原子力発電所事故も引き起こすなど、地震による被害は図りしれない。しかしながら、住宅や特定建築物の耐震化率の9割の目標に対して、現状の耐震化が遅れぎみであるため、建築物の耐震化を着実に進め、人的・経済的被害を可能な限り軽減する必要性が高まっている。

そのため、平成25年の同法の改正では、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われた。

このような背景を踏まえ、法改正に対応するとともに、県計画改定や関連計画等との整合性を図るため、新たに平成37年度までを計画期間とした「安来市耐震改修促進計画」を策定した。

### 1.2. 計画の目的

「安来市建築物耐震改修促進計画」は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満たしていない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本市における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

# 平成 25 年の法改正概要（耐震改修促進法）

## 1. 耐震診断の義務付け・結果の公表

### 1) 対象

#### ①要緊急安全確認大規模建築物

- ・不特定多数の者が利用する大規模建築物(病院・店舗・旅館・体育館等)
- ・避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物(老人ホーム・小中学校等)
- ・一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等(危険物貯蔵物等)

#### ②要安全確認計画記載建築物

- ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ・防災拠点建築物

### 2) 耐震診断結果の報告期限

- ・平成 27 年 12 月 31 日

## 2. 耐震改修計画の認定基準の緩和

- ・認定制度についての対象工事の拡大
- ・容積率・建ぺい率の特例措置の創設

## 3. 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の決議要件を緩和

- ・区分所有法における決議要件 3/4 以上から 1/2 超に改正

## 4. 耐震性に係る表示制度の創設

- ・耐震性の確保認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行  
平成18年1月26日改正施行  
平成25年11月25日改正施行

国土交通省

---

**国による基本方針の作成**

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（75%（H15）→少なくとも9割（H27））
- 相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針
- 耐震化の促進を図るための施策の方針
- 耐震診断、耐震改修の方法（指針）

**都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成**

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震改修等の目標
- 公共建築物の耐震化の目標
- 目標達成のための具体的な施策
- 緊急輸送道路等の指定（都道府県、市町村）、防災拠点建築物の指定（都道府県）

**(1)建築物の耐震化の促進のための規制措置**

**指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）**

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

**指示・公表対象**

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

**耐震診断の義務付け・結果の公表**

**要緊急安全確認大規模建築物**

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

**要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）**

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

**(2)建築物の耐震化の円滑な促進のための措置**

**耐震改修計画の認定**

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままでも可とする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

**区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定**

- ・大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4→1/2）

**耐震性に係る表示制度（任意）**

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

**耐震改修支援センター**  
耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

**補助等の実施**  
・住宅・建築物安全ストック形成事業  
・耐震対策緊急促進事業  
・耐震改修促進税制 等

: 今回の主な改正点

2

# 平成 25 年の法改正概要（耐震改修促進法）

## (1) 耐震診断の義務付け・結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行う。

### ① 要緊急安全確認大規模建築物

#### イ 不特定多数の者が利用する大規模建築物

<対象建築物> ※ 所管行政庁が1棟ごとに判断  
 ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上  
 ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

#### ロ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

<対象建築物>  
 ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上  
 ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上  
 ・幼稚園、保育所 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

#### ハ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

<対象建築物>  
 ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上  
 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

耐震診断結果の報告期限

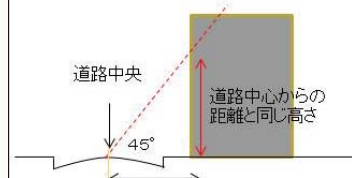
平成27年12月31日まで

### ② 要安全確認計画記載建築物

#### イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が避難路を指定

<対象建築物>  
 ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物(高さ6m以上)(右図参照)  
 ・ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。



#### ロ 防災拠点建築物

都道府県が指定

<対象建築物>  
 庁舎、病院、避難所となる体育館など  
 避難所として利用する旅館・ホテルについても位置づけが可能

耐震診断結果の報告期限

地方公共団体が定める日まで

## (2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

### 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

○新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率・建ぺい率の特例措置の創設。

【認定対象となる増築工事の例】



### 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

○耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4→1/2)

### 耐震性に係る表示制度の創設

○耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設。



表示の様式

## 2. 本計画の位置づけ及び内容等

### 2.1. 促進計画の位置づけ

本計画は、国が策定した基本方針（平成 18 年 1 月 25 日付け国土交通省告示第 184 号）、及び県計画に基づき、市内の建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示すものであり、「安来市地域防災計画」の関連計画として、平成 21 年 3 月に作成した「安来市建築物耐震改修促進計画」の見直しを行ったものである。

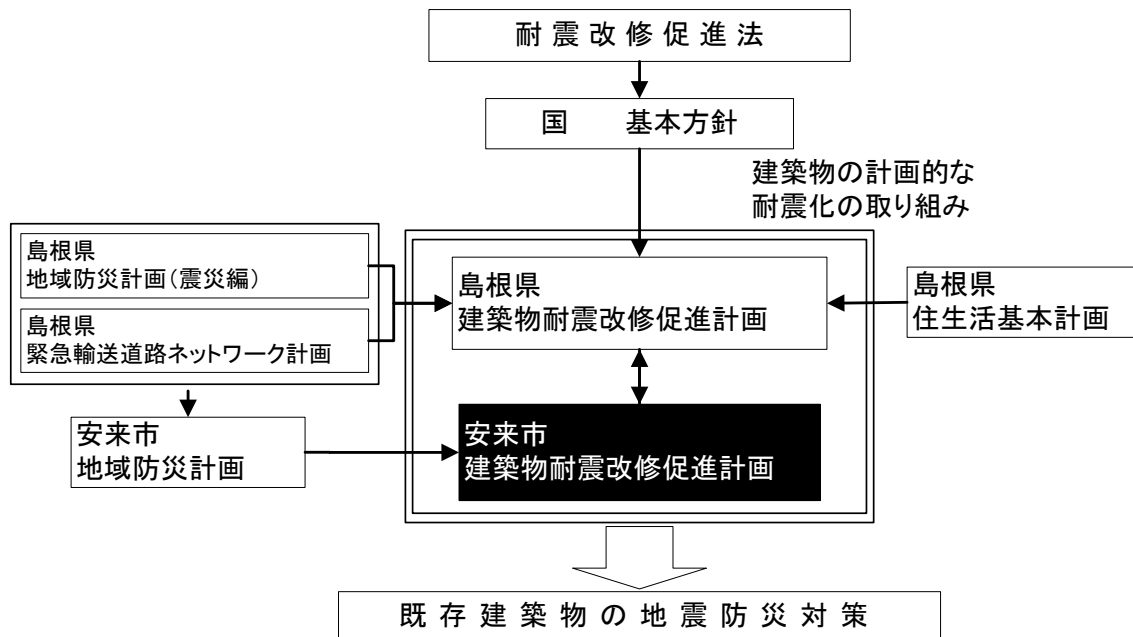


図 1-1 促進計画の位置付けイメージ

### 2.2. 促進計画の期間

計画期間は平成 29 年 4 月から平成 38 年 3 月までの 9 年間とする。その間に必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

### 2.3. 対象建築物

本計画において対象となる建築物は、安来市内にある昭和 56 年 5 月以前に建築された現在の耐震基準（新耐震基準）に適合しない建築物で、住宅及び特定既存耐震不適格建築物とする。住宅は居住世帯のある建築物を対象とし、一戸建て、長屋、共同住宅とする。

特定既存耐震不適格建築物とは以下に示す建築物の規模を上回る建築物を対象とする。

なお昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物については、新耐震基準で建築された建築物とみなし、耐震性があると判断されるため今回の計画の対象とはしない。

#### 【特定既存耐震不適格建築物】

- (1) 多数のものが利用する建築物  
(耐震改修促進法第 14 条第 1 号) . . . . . (表 1-1)
- (2) 危険物の貯蔵場又は、処理場の用途に供する建築物  
(耐震改修促進法第 14 条第 2 号) . . . . . (表 1-1、表 1-2)
- (3) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物  
(耐震改修促進法第 14 条第 3 号) . . . . . (表 1-1、図 1-2)

※特定既存耐震不適格建築物は民間建築物及び市有建築物を対象とし、上記（3）の条件より一部住宅も特定建築物になる。

表 1-1 特定既存耐震不適格建築物一覧表

耐震改修促進法における規制対象一覧				
※義務付け対象は旧耐震建築物				
用途	特定既存耐震不適格建築物(法14条)		要緊急安全確認大規模建築物 (法附則3条) 要安全確認計画記載建築物(法7条)	
	指導・助言対象(法15条1項)	指示対象(法15条2項)	耐震診断義務付け対象 (法7条、法附則3条) 指導・助言・指示対象(法12条)	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 上記以外の学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数3以上かつ1,000㎡以上		階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	(法14号条)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物	(法13号条)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

多数の者が利用する建築物(法14条1号)

要緊急安全確認大規模建築物(法附則3条)

要安全確認計画(法7条)



表 1-2 政令で定める危険物の種類と数量

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空砲	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び道標備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m <sup>3</sup>
④ マッチ	300マッチトン (※)
⑤ 可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2万m <sup>3</sup>
⑥ 圧縮ガス	20万m <sup>3</sup>
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物20t 劇物200t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

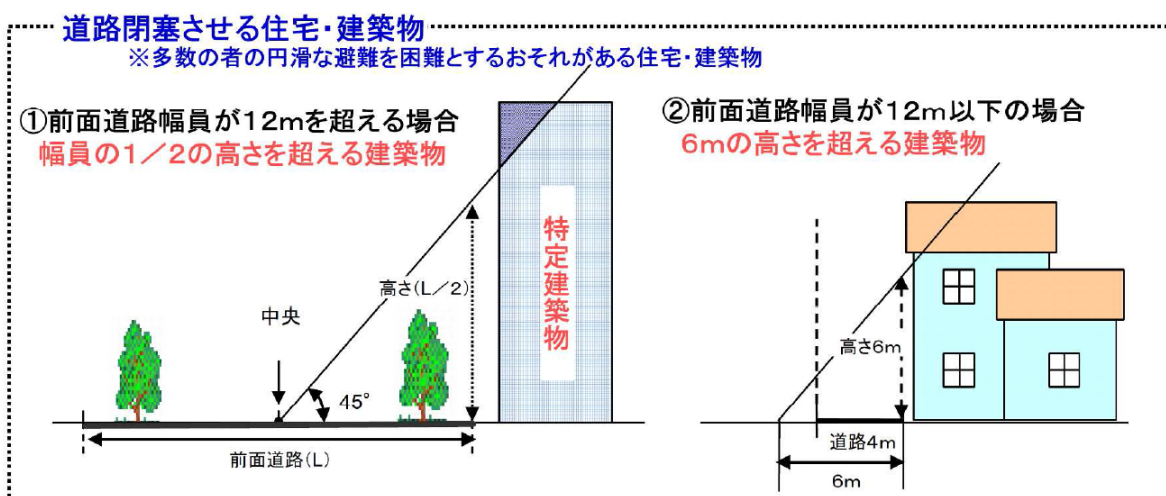


図 1-2 法第14条第3号

通行を確保すべき道路沿いの建築物の対象となる道路を閉塞させる住宅・建築物

## 2.4. 用語の定義

本計画において使用する主な用語は以下のとおりである。

- (1) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地を整備することをいう。
- (3) 新耐震基準 昭和 56 年 6 月 1 日に改正された建築基準法に規定されている耐震基準をいう。
- (4) 特定既存耐震不適格建築物（特定建築物）  
耐震改修促進法で定められた昭和 56 年 5 月以前に建築され、新耐震基準に適合しない建築物で、多数の者が利用するなど一定の用途と一定の規模に該当するものをいい、平成 25 年の改正前の耐震改修促進法第 6 条各号、改正後の同法第 14 条各号に該当する建築物をいう。（表 1-1、表 1-2、図 1-2 参照）
- (5) 耐震化率 「全ての建築物」に対する「耐震性ありの建築物」の割合をいう。「全ての建築物」とは、住宅と特定建築物である。

耐震化率＝耐震性ありの建築物／全ての建築物

耐震性あり：  
・昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物  
・昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物で耐震性が確認されたもの及び耐震改修済みの建築物

- (6) 2 項道路 建築基準法第 42 条第 2 項の規定により、建築基準法上の道路とみなされる道のことである。以前の建築基準法の施行日である 1950 年（昭和 25 年）11 月 23 日において、建築物が立ち並んでいる幅員 4m 未満の道で、特定行政庁の指定した道路。2 項道路に面した敷地に建築を行う場合は、防災上等の面から原則として、その中心線から 2m 後退しなければならない。（道路の反対側が川や崖等の場合は境界線から 4m 後退する）  
※都市計画区域内に限る

## 2.5. その他

本計画を実施するにあたり、必要事項は別途定める。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標設定

### 1. 地震の災害履歴

#### 1.1. 全国において近年発生した大規模地震

下表は近年において全国で発生した地震被害をまとめたものである。

近い将来、地震発生のおそれが懸念されている東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域以外においても、全国各地で地震被害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっている。

表 2-1 全国における近年の地震災害

発生年月日	名称	地震の規模 (マグニチュード)	被害の大きさ
1995年1月17日 (平成7年)	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	死者6,434人 負傷者43,792人 住宅被害639,686棟など
2000年10月6日 (平成12年)	鳥取県西部地震	7.3	死者0人 負傷者182人 住宅被害3,536棟など
2001年3月24日 (平成13年)	芸予地震	6.7	死者2人 負傷者288人 住宅被害844棟など
2003年7月26日 (平成15年)	宮城県北部地震	6.4	死者0人 負傷者677人 住宅被害5,085棟など
2003年9月26日 (平成15年)	十勝沖地震	8.0	死者1人 負傷者849人 住宅被害484棟など
2004年10月23日 (平成16年)	新潟県中越地方 (新潟県中越地震)	6.8	死者68人 負傷者4,805人 住宅被害16,985棟など
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県西方沖地震	7.0	死者1人 負傷者1,204人 住宅被害497棟など
2008年6月14日 (平成20年)	岩手・宮城内陸 地震	7.2	死者17人 負傷者426人 住宅被害176棟など
2011年3月11日 (平成23年)	東北地方太平洋沖 地震	9.0 <sup>※1</sup>	死者19,418人 負傷者6,220人 住宅被害1,144,495棟など
2011年4月7日 (平成23年)	宮城県沖	7.2	死者4人 負傷者296人 住宅被害 <sup>※2</sup>
2014年11月22日 (平成26年)	長野県北部	6.7	死者0人 負傷者46人 住宅被害1,840棟など
2016年4月14日～ (平成28年)	熊本地震	7.3 <sup>※3</sup>	死者178人 負傷者2,699人 住宅被害187,749棟など
2016年10月21日 (平成28年)	鳥取県中部	6.6	死者0人 負傷者30人 住宅被害14,238棟など
2016年12月28日 (平成28年)	茨城県北部	6.3	死者0人 負傷者2人 住宅被害5棟など

※住宅被害の数値については、全壊、半壊、一部損壊を合算したものである。

※1 地震の規模(マグニチュード)、ただし、平成23年東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュード。

※2 住宅被害は東北地方太平洋沖地震に含まれている。

※3 「熊本地震」における最大規模の地震(4月14日21時26分及び4月16日1時25分地震の最大値を記載)

気象庁HP被害地震資料を基に資料作成

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/higai/higai1996-new.html>

兵庫県南部地震の負傷者は、総務省消防庁HPによる

[http://www.fdma.go.jp/html/life/pdf/180519\\_kakutei.pdf](http://www.fdma.go.jp/html/life/pdf/180519_kakutei.pdf)

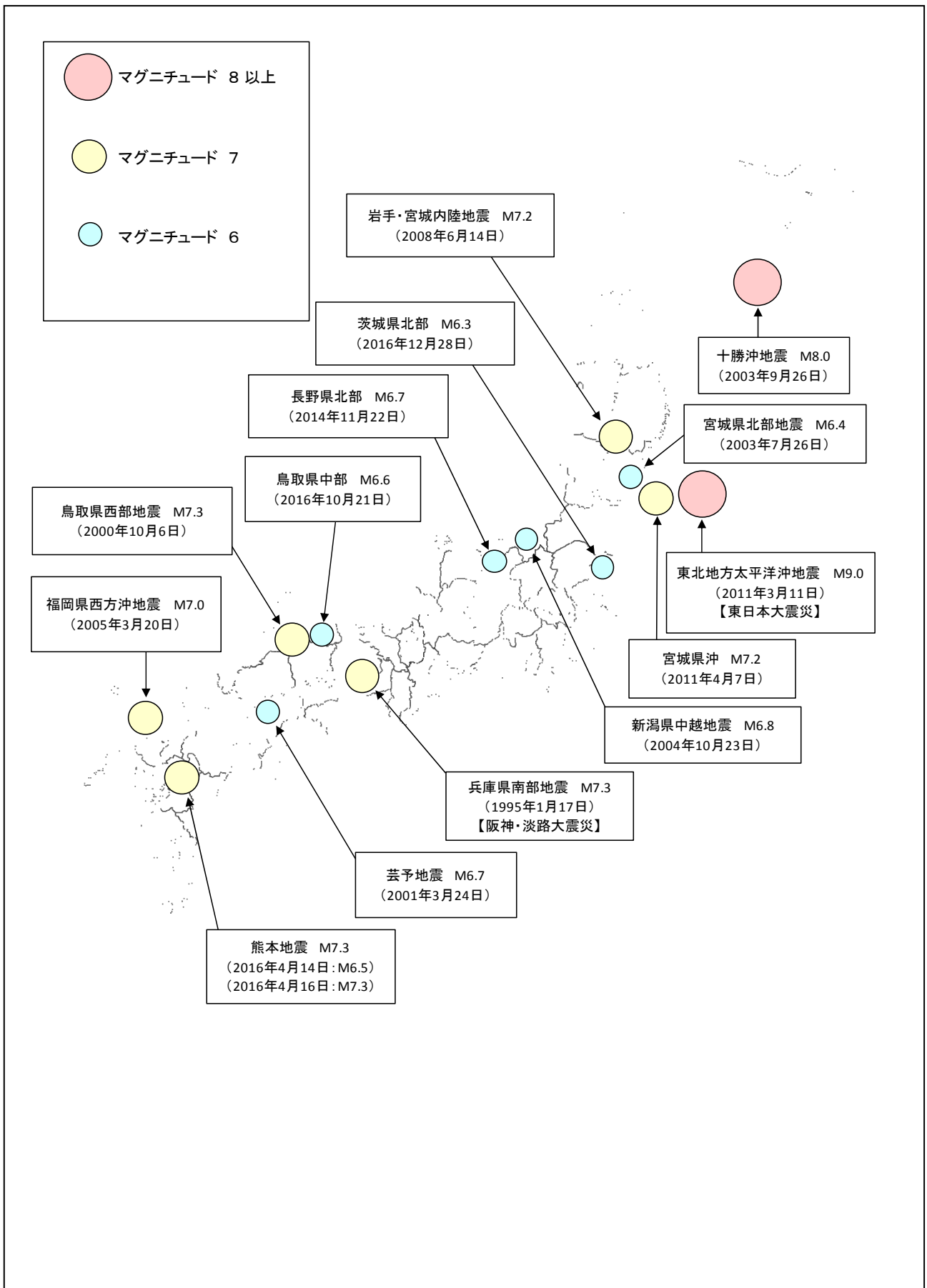


図 2-1 全国における近年の地震位置図

## 1.2. 県内に被害をもたらした主な地震

島根県で発生又は影響を及ぼした主な地震は、表 2-2 のとおりである。

歴史的には県内全域で大規模地震が発生しており、全国と同様に、島根県内においても、大規模地震が、いつどこで発生してもおかしくない状況であると認識する必要がある。

表 2-2 島根県被害地震

発生年月日	名称 (震央地名)	地震規模 (マグニチュード)	被害状況
880年11月23日	出雲	7.4	神社仏閣家屋転倒
1026年6月16日	石見	不明	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
1872年3月14日	石見浜田地震	7.1	死者804人、負傷者702人
1914年5月23日	島根県東部	5.8	外壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂等
1943年9月10日	鳥取地震	7.2	外壁の亀裂、屋根瓦の落下、煙突が折れる
2000年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	全半壊610棟、一部損壊3,456棟
2001年3月24日	芸予地震	6.7	文教施設9棟、社会福祉施設3棟等で被害

出典：島根県地域防災計画（震災編）（平成26年3月）

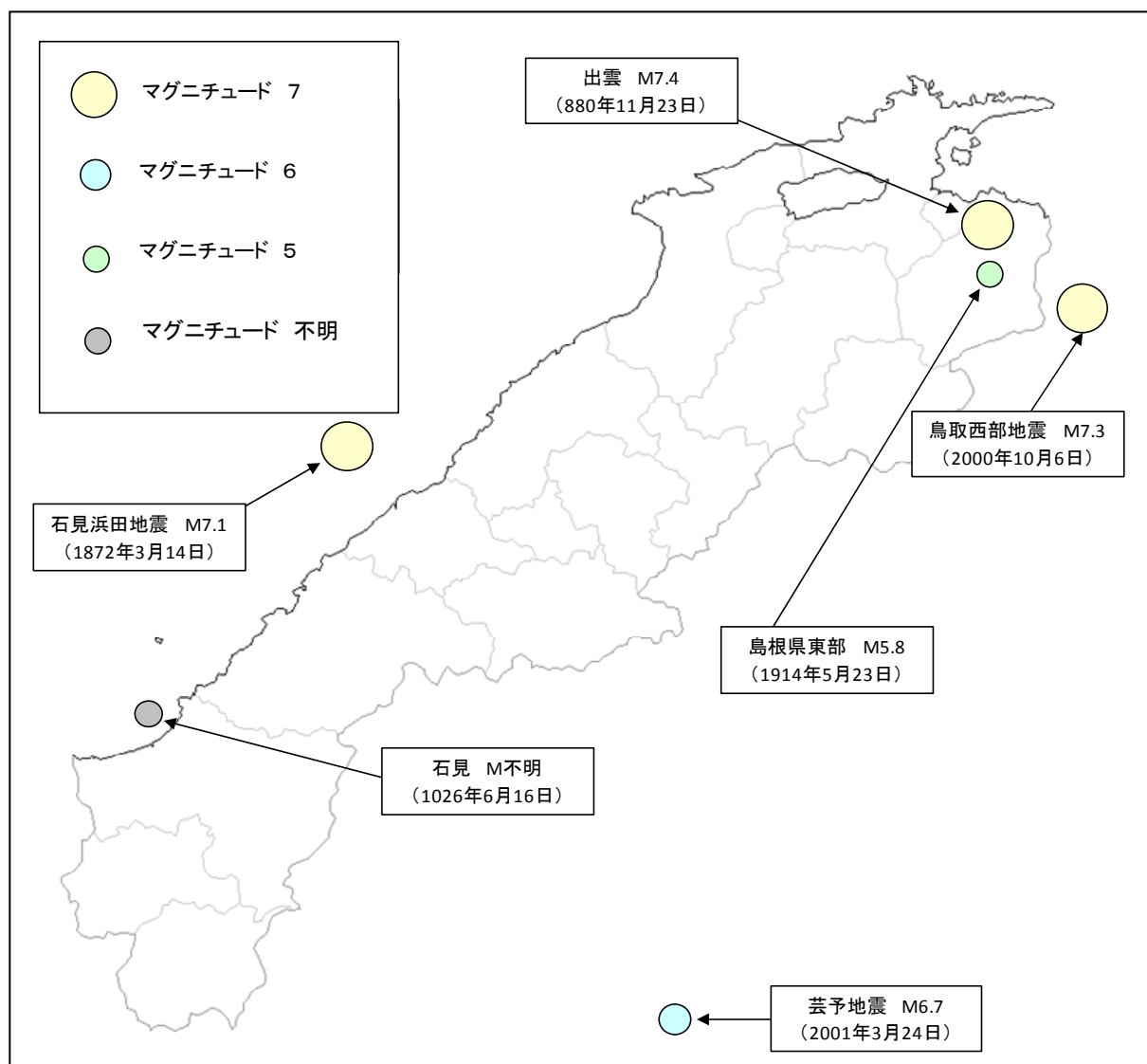


図 2-2 島根県被害地震位置図

### 1) 阪神・淡路大震災の被害状況

「耐震改修促進法（1995年12月施行）」の契機となった阪神・淡路大震災被害は、住宅・建築物の倒壊による被害が甚大なものであった。当時の建築物についてみると、木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造など、構造種別を問わず、建築後20年～30年以上経過した建築物に被害が多く、特に現行の耐震基準（昭和56年6月1日制定）を満たしていない建築物に被害が集中した。一方、昭和56年以降の新耐震基準で建築された建築物については、軽微な被害にとどまる状況であった。

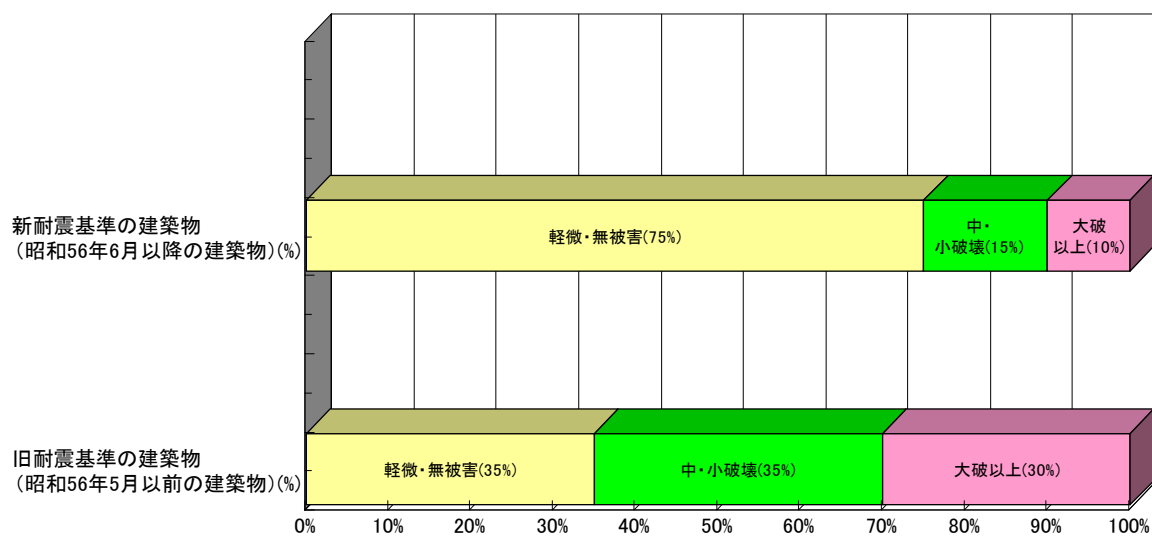


図 2-3 阪神・淡路大震災の新旧耐震基準による建築物の被害状況



図 2-4 阪神・淡路大震災における被害模様

阪神・淡路大震災記念 人と未来防災センター 提供資料

## 2. 安来市付近で想定される地震の規模及び被害の状況

### 2.1. 想定される地震の規模と震度

#### 2.1.1. 地震動の想定

「島根県地域防災計画（震災編）」（平成26年3月）で想定された9つの地震の概要を表2-3に示す。

表2-3より、安来市においては、宍道断層の地震及び宍道湖南方の地震がもっとも揺れが大きいと想定されており、その他の県内で起きると想定されている地震においても、すくなく影響がある。

表2-4に以下の3つの想定ケースごとの被害想定結果一覧表を示す。

想定ケース1 冬・早朝5時（兵庫県南部地震と同様の時間帯：多くの人が自宅で就寝中）  
 想定ケース2 秋・昼12時（日中の社会活動が盛んな時間帯：多くの人が会社・学校など自宅外にいる）  
 想定ケース3 冬・夕刻18時（出火危険性の高い時間帯：帰宅等による人口移動時間帯と重なる。）  
 ※気象条件として、松江、浜田、西郷における気象データを基に、  
 冬：湿度72%、風速17m/s、風向：西南西  
 秋：湿度76%、風速16m/s、風向：西南西  
 として設定した。  
 ※建物被害については、積雪を考慮した場合も想定した。

表 2-3 島根県内の想定される地震

	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	佐渡島北方沖の地震【参考】 佐渡島北方沖の地震 (M8.01)	7.85 及び 8.01	—	○	プレート境界の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震 (断層北傾斜及び南傾斜)	7.5	○	○	海域の浅い地震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	—	○		

※ ○：想定対象、—：想定対象外

島根県地域防災計画（震災編）平成26年3月より抜粋

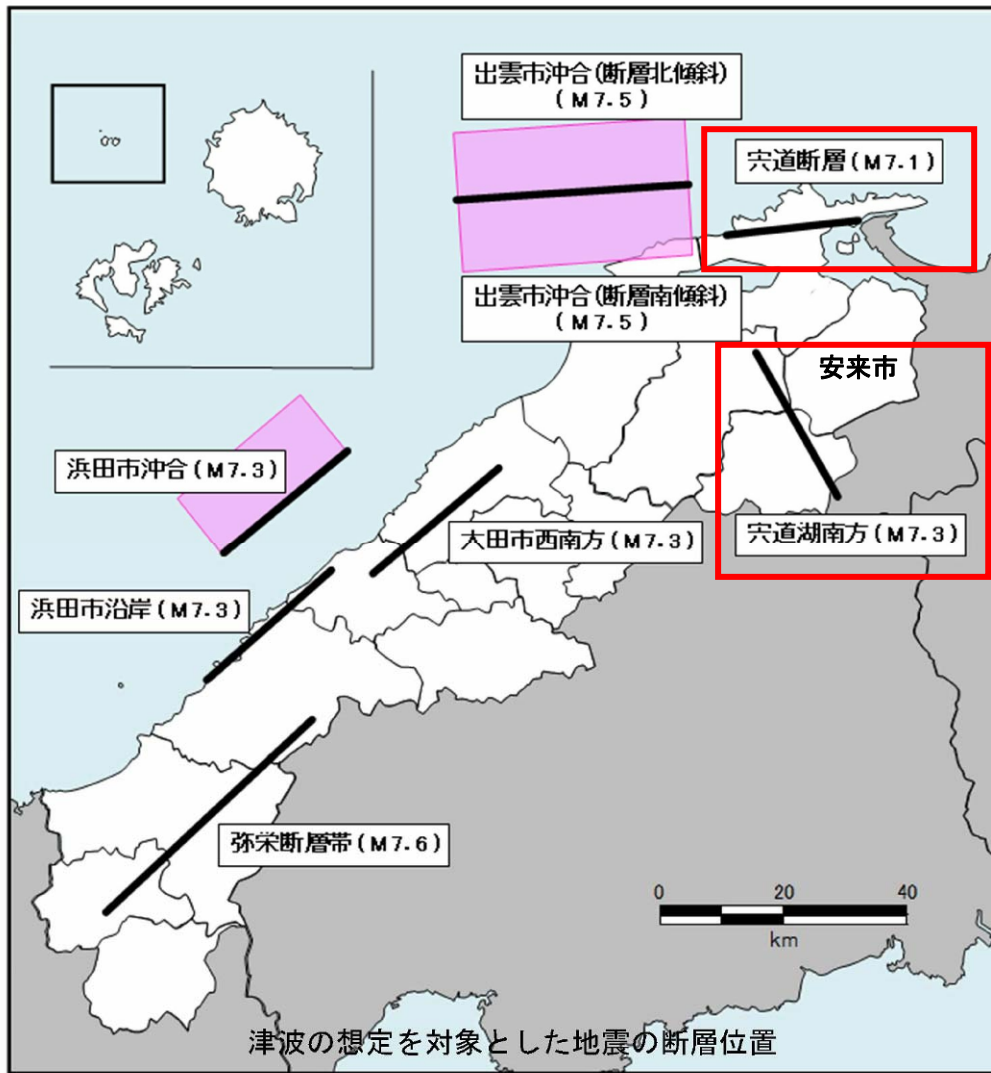
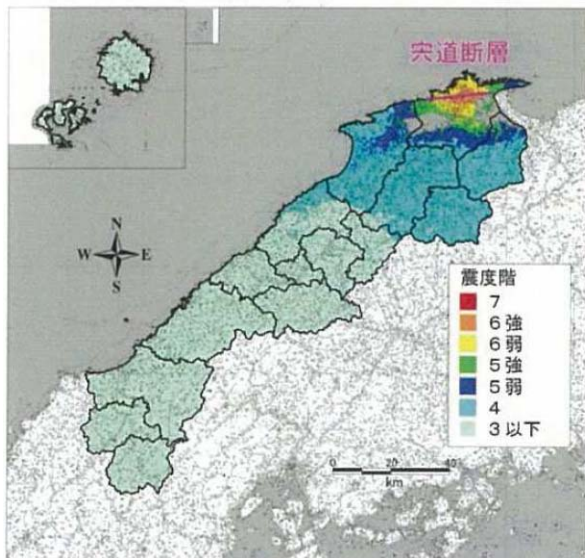


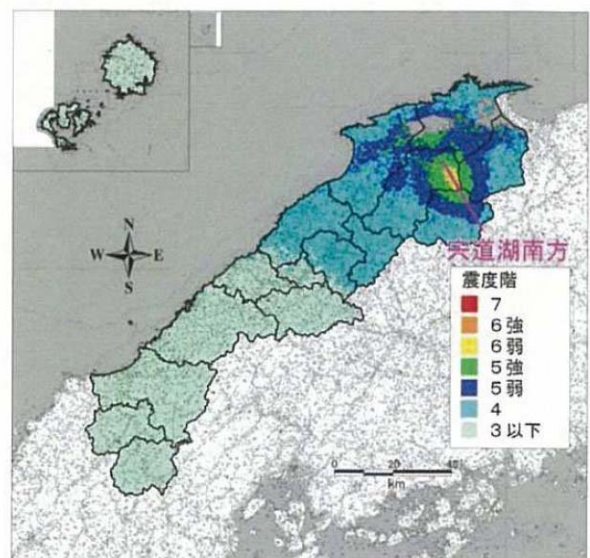
図 2-5 地震動の想定を対象とした地震の断層位置

島根県地域防災計画（震災編）平成 26 年 3 月より抜粋



出典：「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

宍道断層 (M7.1)



出典：「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

宍道湖南方 (M7.3)

図 2-6 各地震における震度分布

島根県地域防災計画（震災編）平成 26 年 3 月より抜粋



表 2-4 被害想定結果一覧表

種別	被害項目	被害単位	想定地震（陸域）					
			冬5時		秋12時		冬18時	
			宍道断層	宍道湖南方	宍道断層	宍道湖南方	宍道断層	宍道湖南方
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	153	39	153	39	153	39
		危険性が高い地すべり地(箇所)	106	87	106	87	106	87
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)	8	—	8	—	8	—
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,537	31	2,151	28	2,537	31
		半壊数(棟)	8,954	873	8,446	857	8,954	873
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	463	623	463	623
		半壊数(棟)	1,147	1,639	1,147	1,639	1,147	1,639
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	260	51	260	51
		半壊数(棟)	607	120	607	120	607	120
	津波による建物被害	全壊数(棟)	想定なし					
		半壊数(棟)	想定なし					
被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	2,874	702	3,260	705	
	半壊数(棟)	10,708	2,632	10,200	2,616	10,708	2,632	
地震火災	出火	出火件数(件)	3	—	10	0	29	0
	延焼	焼失棟数(棟)	554	—	929	0	1,653	0
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	71	1	49	1	58	1
		負傷者数(人)	913	47	708	49	764	47
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	18	3	7	1	10	2
		負傷者数(人)	335	66	132	25	188	36
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	3	1	2	0	2	0
		負傷者数(人)	39	10	24	6	24	6
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	0	0	1	0	2	1
		負傷者数(人)	1	0	35	10	46	12
	津波による死者	死者数(人)	想定なし					
	火災による死傷者	死者数(人)	10	—	37	0	59	0
		負傷者数(人)	34	—	126	0	200	0
被害合計	死者数(人)	102	5	96	2	131	4	
	負傷者数(人)	1,322	123	1,025	90	1,222	101	
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯)(1日後)	17,124	3,893	17,124	3,893	17,124	3,893
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	2,991	1,850	2,991	1,850
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	1,088	93	1,088	93
	電力	停電件数(件)	7,046	196	7,046	196	7,046	196
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	—	16,011	—	16,011	—
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	391	25	391	25
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	—	5	—	5	—
	鉄道	不通区間(駅間数)	—	—	—	—	—	—
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	100	2	100	2	100	2
生活支障等	避難者	避難者数(人)(1~3日後)	30,752	4,661	30,752	4,661	30,752	4,661
	疎開者	疎開者数(人)(1~3日後)	11,767	2,510	11,767	2,510	11,767	2,510
	帰宅困難者	(人)	41,182					
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	110,707	16,780	110,707	16,780
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	599	148	599	148
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	144	34	144	34
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	804	646	804	646
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	187	3	187	3
	重要施設	危険性が高い施設(件)	2	—	2	—	2	—
	孤立集落の発生	(地区)	3	—	3	—	3	—
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	3,780	909	3,780	909
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	3,049	1,792	3,049	1,792

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

## 2.1.2. 液状化の想定

表層の地盤状況及び地下水位、揺れの大きさから予測を行っている。

### (1) 宍道断層の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が高い。安来市においても極めて高い箇所が見られる。

### (2) 宍道湖南方の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。安来市においても極めて高い箇所が見られる。

### (3) 出雲市沖合（断層北傾斜）の地震

出雲平野の広範囲にわたり液状化危険度が極めて高い。安来市においても極めて高い箇所が見られる。

### (4) 出雲市沖合（断層南傾斜）の地震

出雲平野の広範囲にわたり液状化危険度が極めて高い。安来市においても極めて高い箇所が見られる。

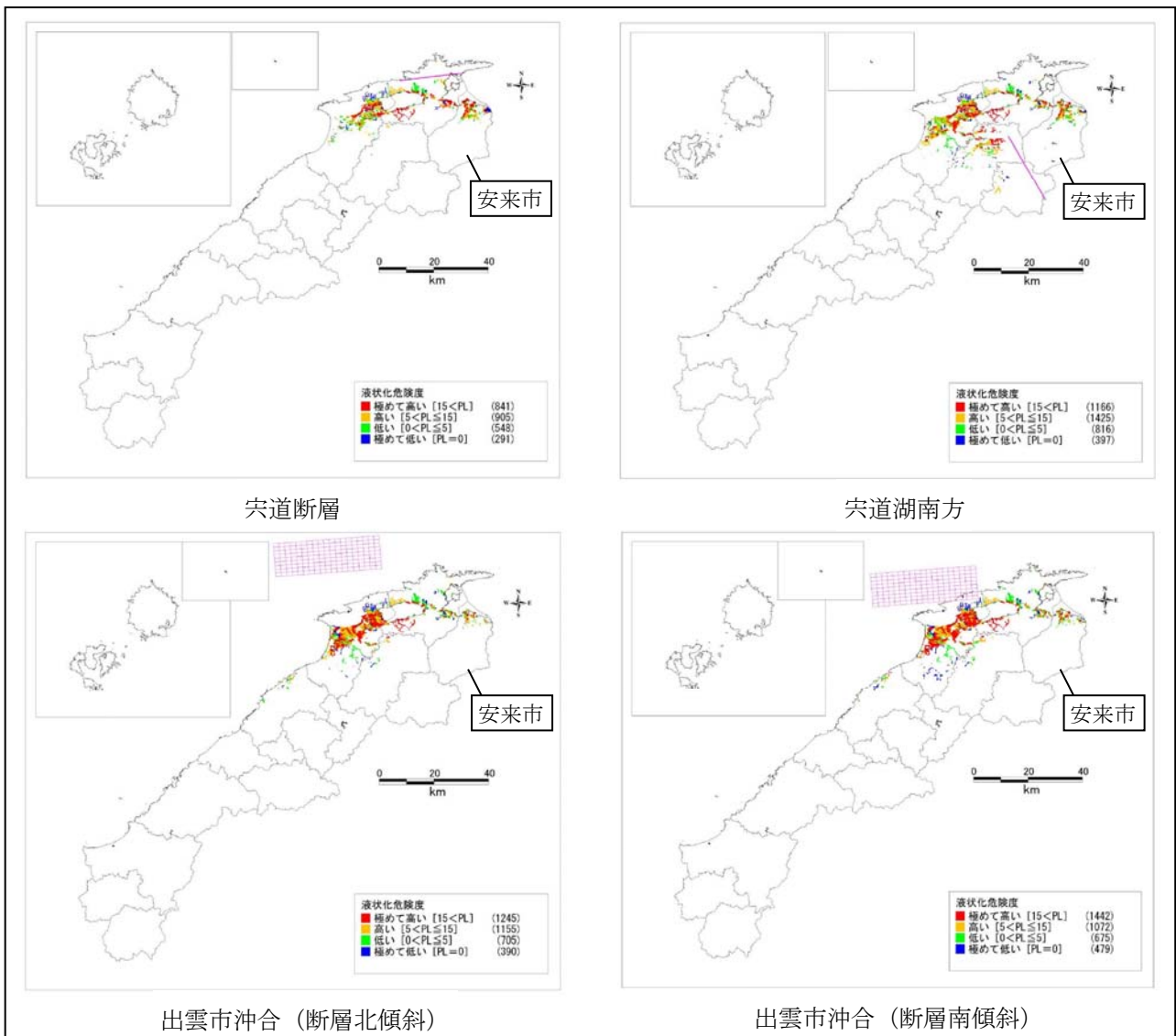


図 2-7 液状化マップ図

島根県地震被害想定調査報告書 平成 24 年 6 月より抜粋

## 2.2. 地震防災マップによるゆれやすさ等の想定

島根県地域防災計画（震災編）による被害想定の見直しに伴い、安来市に住む住民の方々に想定されている地震が発生した場合、住んでいる地域や職場などの生活の場のゆれやすさや危険度を認識してもらうためのゆれやすさマップと危険度マップの見直しを行った。

このマップを通じて、市民と行政が協同して地震による被害の軽減をしていくことを目標としていく。

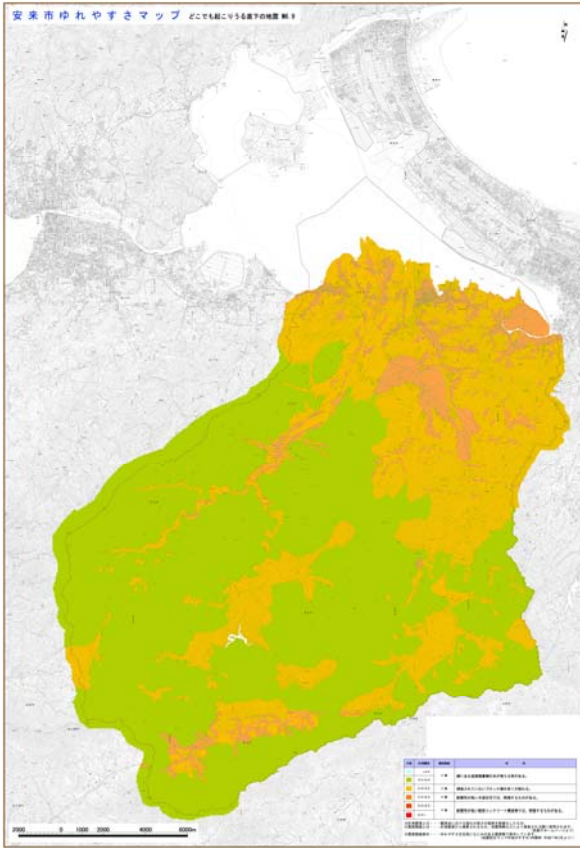
なお、ゆれやすさマップ及び危険度マップは一定の仮定及び条件を元に推定したもので、安来市で地震が発生した場合に、表示されたとおりの状況が実際に発生することを示すものではなく、地震の震源や深さ、規模及び地震発生時の自然条件により図上で危険が少ないと考えられる地域でも危険な状況となることも考えられるということに注意が必要である。

### 1) ゆれやすさマップについて

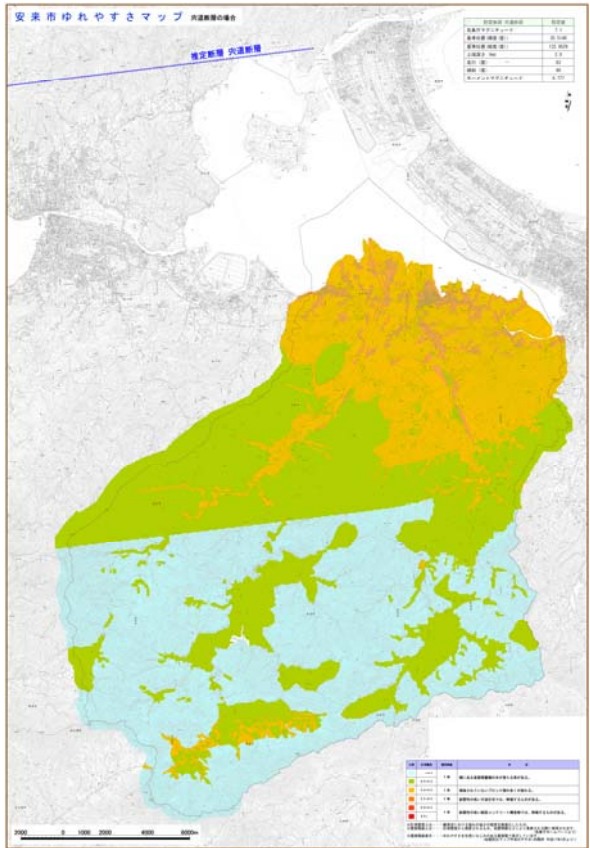
ゆれやすさマップの作成にあたり想定した地震は、前述した宍道断層及び宍道湖南方を震源とする地震、平成12年に発生した鳥取県西部地震を引き起こした断層及び未知の断層が直下で動くことも否定できないため、どこでも起こりうる直下型の地震を想定した。この4種類の震源による想定震度を重ね合わせて最大となる震度を採用した結果を表示してゆれやすさマップを作成した。

- |                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| (1) どこでも起こりうる直下型の地震 | : 想定マグニチュード6.9 上端深さ 10.0km |
| (2) 宍道断層による地震       | : 想定マグニチュード7.1 上端深さ 2.0km  |
| (3) 宍道湖南方による地震      | : 想定マグニチュード7.3 上端深さ 2.0km  |
| (4) 鳥取県西部地震の断層による地震 | : 想定マグニチュード7.3 上端深さ 0.8km  |

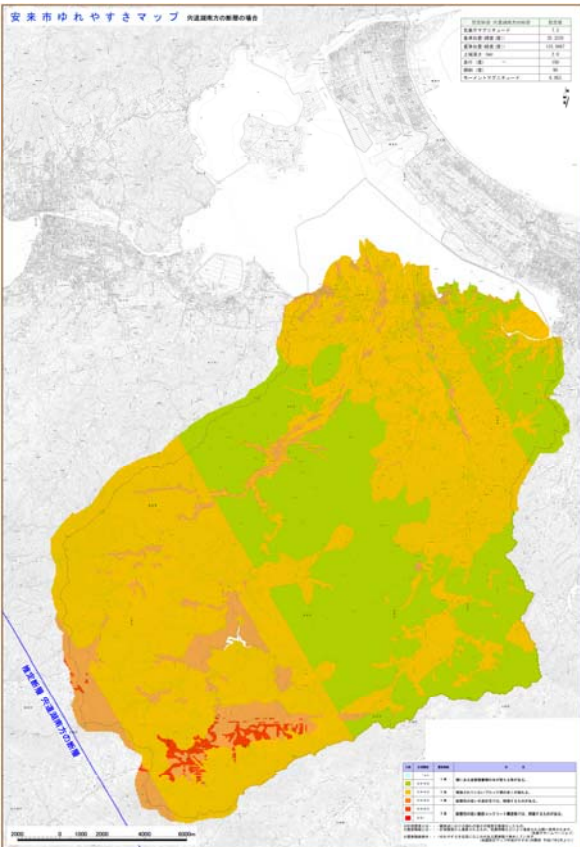
(1) どこでも起こりうる直下型地震



(2) 突道断層による地震



(3) 突道湖南方による地震



(4) 鳥取県西部地震の断層

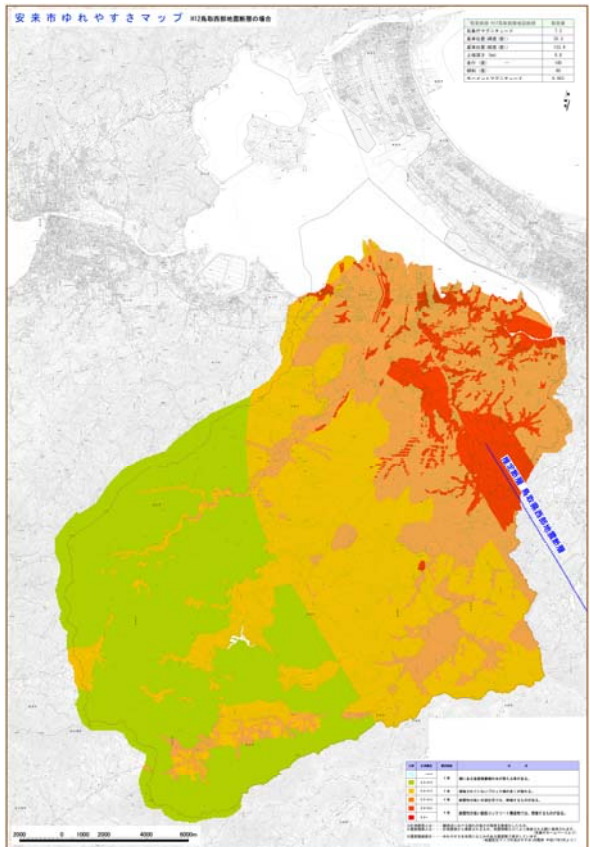
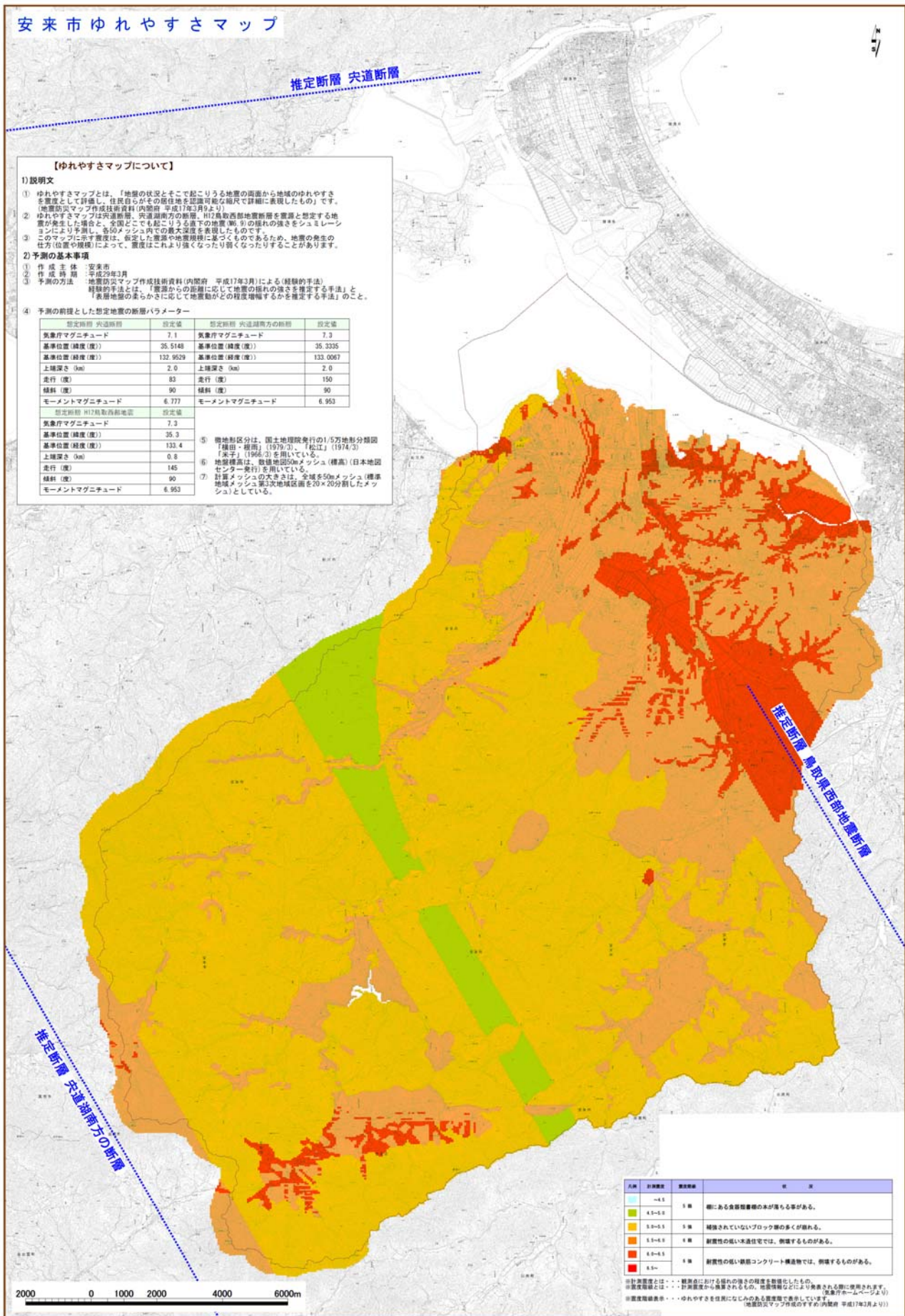


図 2-8 各地震における震度分布

# 安来市ゆれやすさマップ



**【ゆれやすさマップについて】**

1) 説明文

① ゆれやすさマップとは、「地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から地域のゆれやすさを程度として評価し、住民自らがその居住地を認識可能な縮尺で詳細に表現したものです。地震防災マップ作成技術資料(内閣府 平成17年3月より)。

② ゆれやすさマップは、推定断層、鳥取西部地震断層を震源と想定する地震が発生した場合、全国どこでも起こりうる直下の地震(6.9)の揺れの強さをシュミレーションにより予測し、各10メッシュ単位の最大震度を表現したものです。

③ このマップに示す震度は、仮定した震源や地盤規模に基づくものであるため、地震の発生仕方(位置や規模)によって、震度はこれより強くなったり弱くなったりすることがあります。

2) 予測の基本事項

① 作成主体：安来市  
 ② 作成時期：平成29年3月  
 ③ 予測の方法：地震防災マップ作成技術資料(内閣府 平成17年3月)による(経験的手法)  
 経験的手法とは、「震源からの距離に応じて地震の揺れの強さを推定する手法」と「震源地盤のよからさに応じて地震動がどの程度増幅するかを推定する手法」のこと。

4) 予測の前提とした想定地震の断層パラメーター

想定断層 内道断層	想定値	想定断層 鳥取西部地震断層	想定値
気象庁マグニチュード	7.1	気象庁マグニチュード	7.3
基準位置(経度(度))	35.5148	基準位置(経度(度))	35.3335
基準位置(緯度(度))	132.9529	基準位置(緯度(度))	133.0067
上地深さ(km)	2.0	上地深さ(km)	2.0
走行(度)	83	走行(度)	150
傾斜(度)	90	傾斜(度)	90
モーメントマグニチュード	6.777	モーメントマグニチュード	6.953

⑤ 地形区分は、国土地理院発行の1/5万地形分類図「補正・修正」(1979/3)、「松江」(1974/3)、「安来」(1966/3)を用いている。

⑥ 地盤標高は、数値地図50mメッシュ(標高)(日本地図センター発行)を用いている。

⑦ 計算メッシュの大きさは、全域を50mメッシュ(標準地域メッシュ)と3次地域区画を20×20分割したメッシュとしている。

凡例	計算震度	震度階級	備 考
青	4.5以下	1階	壁にある食器棚等の物が落ちる事がある。
黄緑	4.5-5.0	2階	傾斜されていないブロック塀の多くが崩れる。
黄	5.0-5.5	3階	耐震性の低い木造住宅では、倒壊するものがある。
赤	5.5-6.0	4階	耐震性の低い鉄筋コンクリート構造物では、倒壊するものがある。
赤	6.0-6.5	5階	
赤	6.5+	6階	

※計算震度は、・・・観測点における揺れの強さを数値化したもの。  
 ※震度階級とは、・・・計算震度から換算されるもの。地震規模などにより換算される際に使用されます。(気象庁ホームページより)  
 ※震度階級表示は、・・・ゆれやすさを住所にのじめる震度階級で表示しています。(地震防災マップ作成のための内閣府 平成17年3月より)

図 2-9 ゆれやすさマップ【(1) (2) (3) (4) の最大震度】

### 【どこでもおこりうる直下型の地震について】

「地震防災マップ作成技術資料」(内閣府 防災担当)によると、中央防災会議の考え方に基づき以下の観点を考慮し作成したものである。

地震に対応する活断層が地表で認められていない地震の規模の上限については学術的な論議がされているところである。過去の事例を見ると、M6.5以下の地震ではほとんどの場合、地表で活断層が認められていない。これより地震規模が大きくなると、たとえば1925年北但馬地震(M6.8)など活断層が認められることが多くなるが、1984年長野県西部地震(M6.8)のように地表で活断層が認められないものもある。

以上のことを踏まえ、活断層が地表で認められていない地震規模の上限については今後の議論を待つ必要もあるが、防災上の観点から、今回のマップ作成にあたってはM6台の最大であるM6.9の地震を想定する。

これらの地震についても今後、実際に地震が発生する可能性はそれぞれの場所で濃淡があるが、「今後何年以内に地震が発生するあるいはしない」と確実に予測することは困難であり、かつ、M7.0以上の地震に比べ断層がより小さくなっていることから、発生場所を的確に予測することは技術的にさらに難しい面がある。

したがって、このような地震については、活断層が認められる地域も含め網羅的に検討することとし、「すべての地域で何時地震が発生するかわからない」として防災対策上の備えをすることが適切と考えられる。

「地震防災マップ作成技術資料」(内閣府 防災担当)より抜粋

以上の考え方にに基づき、今回マップを作成した地域(50m四方のメッシュ)ごとにM6.9の地震が発生した場合、地盤の固さや河川からの距離等の諸条件を考慮し、そのメッシュではどの程度ゆれるかを示したものである。

したがって、特定の地点で発生した直下型の地震によるゆれの広がりや大きさを示したのではなく、各地域(50m四方のメッシュ)単位で、その場所を震源とした直下型の地震が起きたときに、その場所はどの程度ゆれるかを示したものである。

## 2) 危険度マップについて

危険度マップは地震によって引き起こされる建物被害、人的被害、液状化被害、斜面崩壊等の様々なものがあるが、その中で火災被害、人的被害等の直接的な原因のうちの主要因<sup>※</sup>である建物被害に着目しこれをマップとして示したものである。

※阪神・淡路大震災の犠牲者の8割は地震時の建物被害によって亡くなっている。

以下に危険度マップの特徴について示す。

- ・ 各想定震度（どこでも起こりうる直下型の地震、宍道断層による地震、宍道湖南方による地震、鳥取県西部地震を起こした断層を震源とする地震）を重ね合わせた最大震度を示したゆれやすさマップによる震度を考慮したものである。
- ・ 建物被害の検討にあたってはまとまった地区ごとに検討を行ったものである。今回のマップ作成にあたっては、50m×50mの正方形を1メッシュとして安来市全域をメッシュ単位で区切り、1メッシュを1地区として検討を行ったものである。
- ・ マップに示される危険度とは、メッシュ単位毎で構造別、建築年次別に分けた木造住宅棟数と、メッシュ単位毎でゆれの大きさに応じた建物全壊率を建築年次別・構造別に算出したものを掛け合わせてメッシュ毎に建物全壊量を算出し、全壊量の割合を危険度としたものである。
- ・ 危険度マップは50m×50m四方単位で見たものであり、危険度マップで安全な区域である場合でもそれぞれの住宅単位で安全とはならないことに注意が必要である。

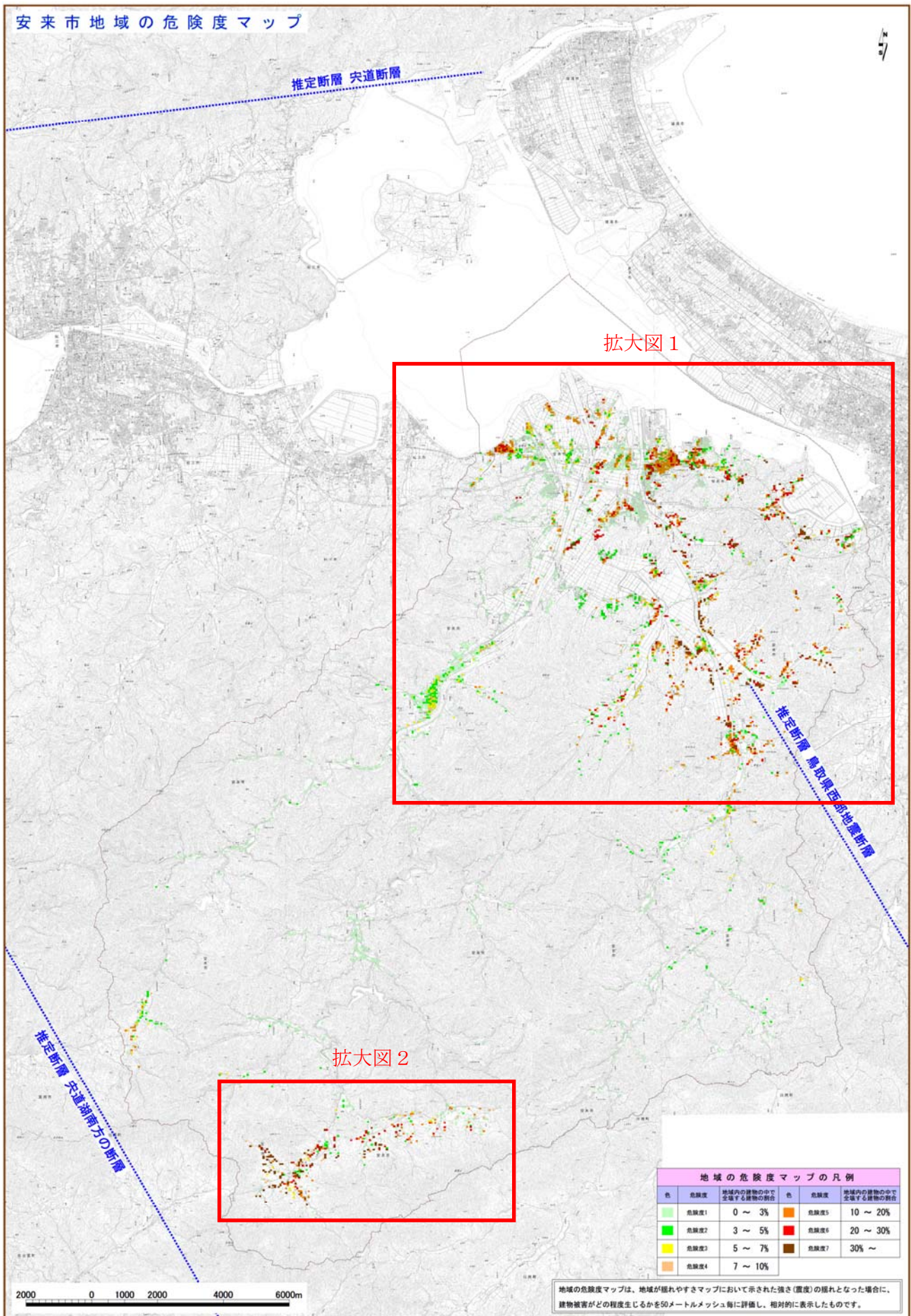


図 2-10 危険度マップ (全体)



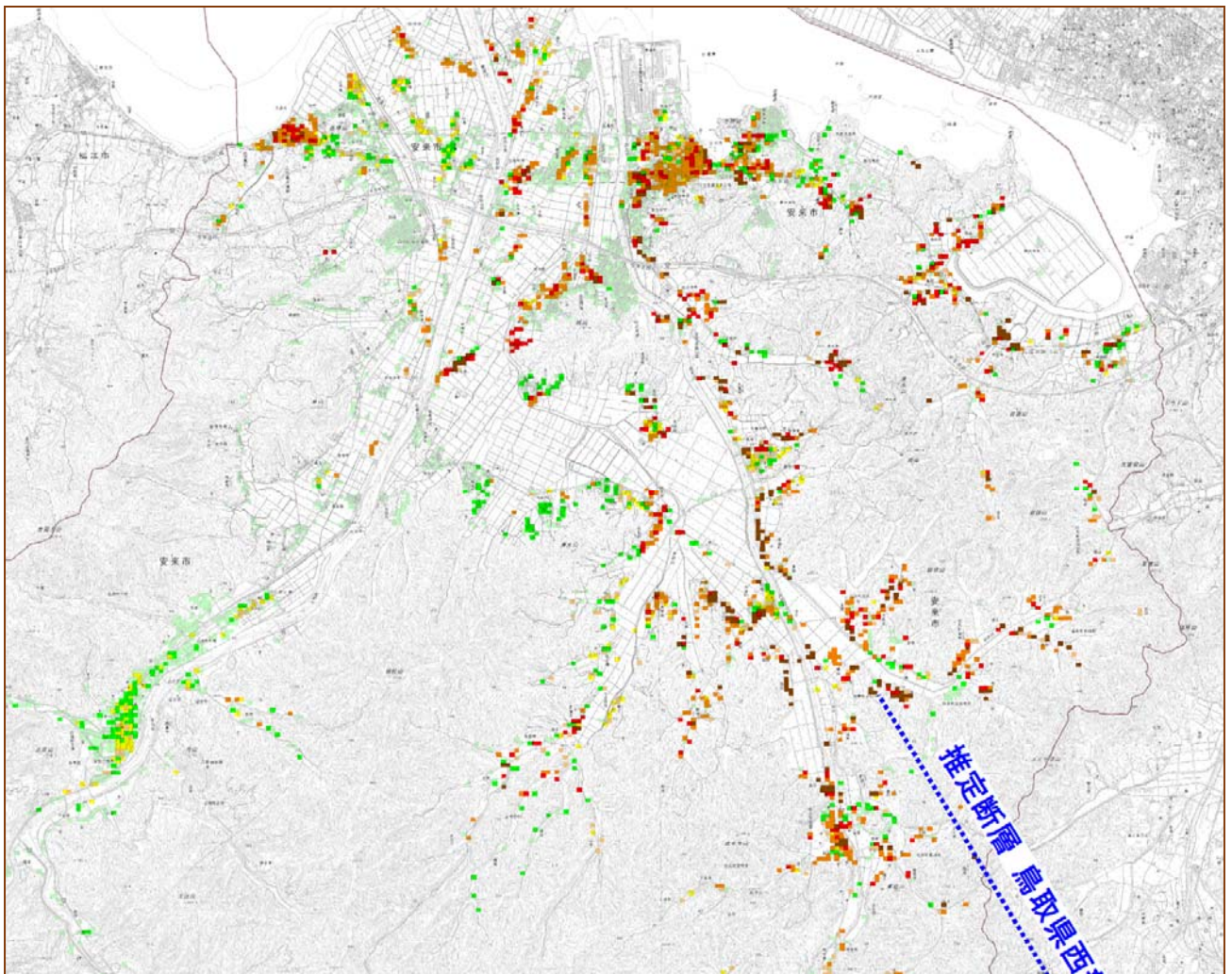


図 2-11 危険度マップ (拡大図 1)

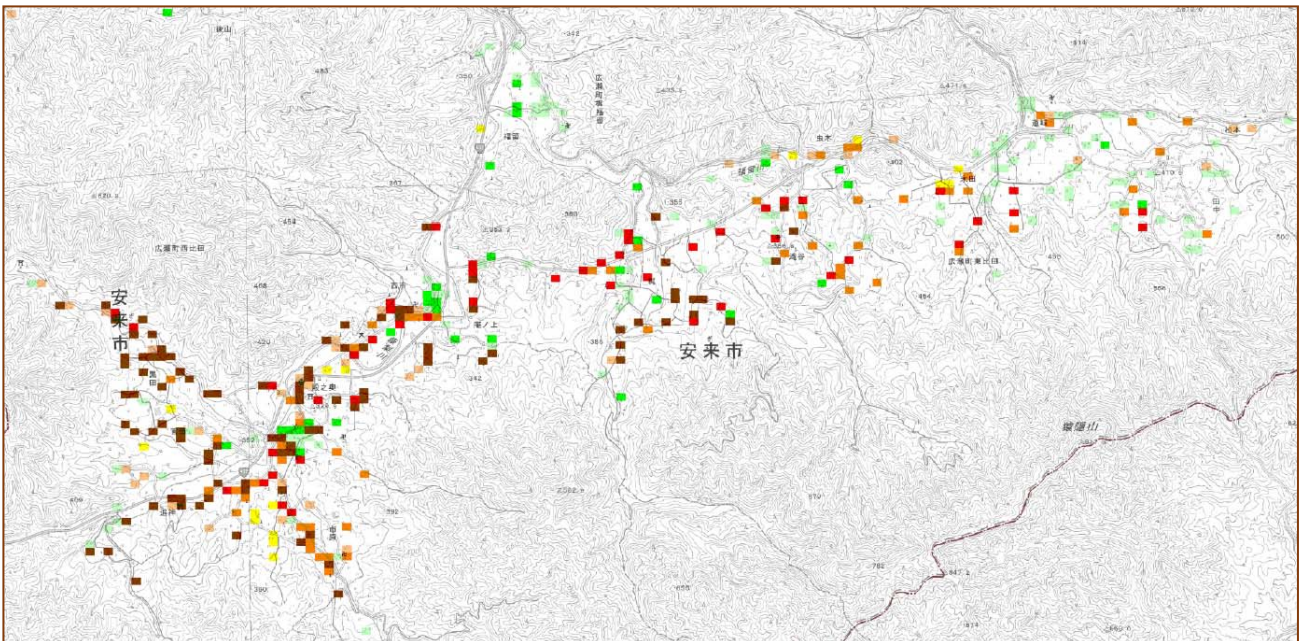


図 2-12 危険度マップ (拡大図 2)

### 第3章 建築物耐震化の現状

#### 1. 住宅耐震化の現状

##### 1.1. 住宅耐震化の現状

現状の耐震化率は、国及び県の推計方法に準じて算出した。

その結果、耐震化率は約 68% となり、島根県の 70% より 2 ポイント低くなっている。

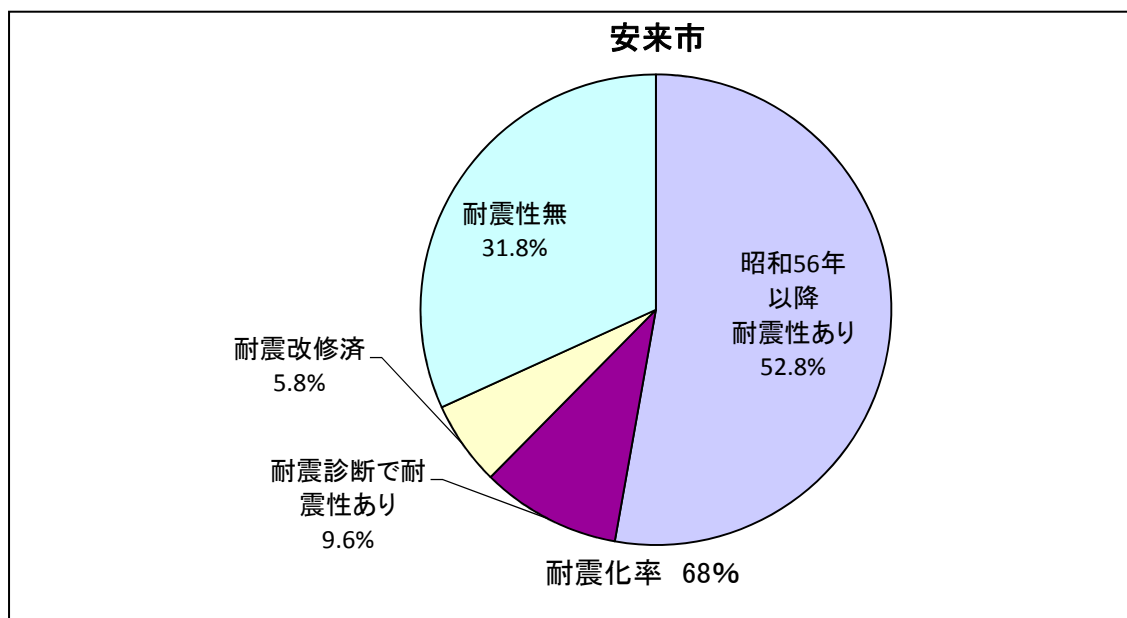


図 3-1 安来市の住宅の耐震化の現状（平成 28 年度末推計）

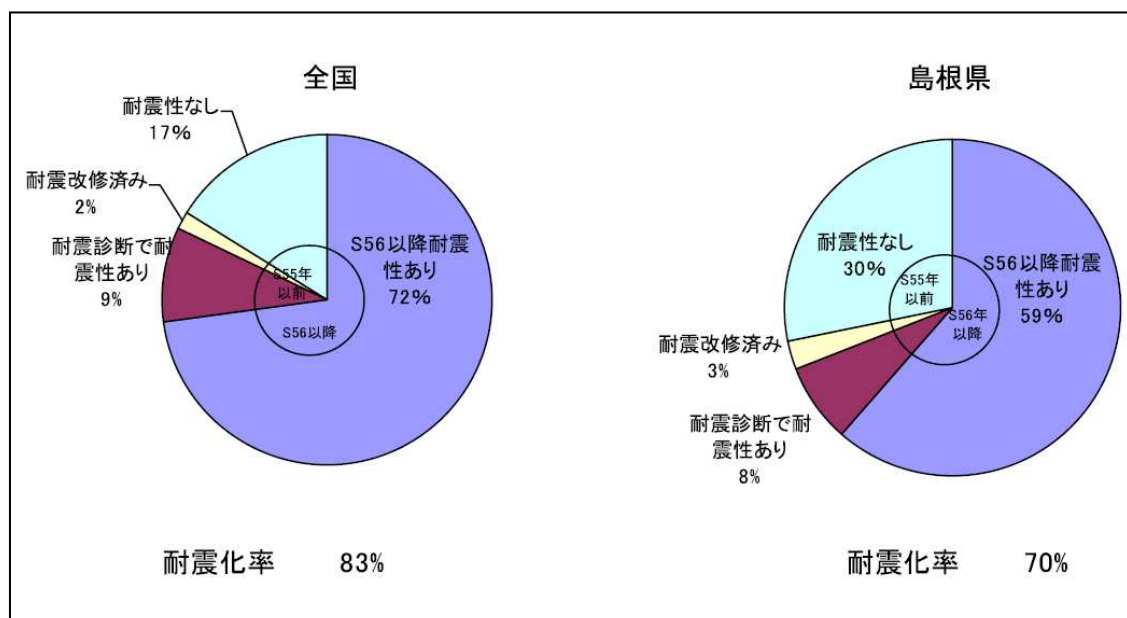


図 3-2 国及び県の住宅の耐震化の現状（平成 27 年度末推計）

平成 28 年度末の住宅数（住居世帯あり）の推計に当たっては、昭和 58 年から平成 25 年までの住居・土地統計調査結果をもとに算出した。

推計の結果、住宅数は、約 12,480 戸で、このうち、新耐震基準施行前の昭和 55 年以前の住宅は、5,890 戸（約 47%）で島根県の推計の 41% より高くなっている。

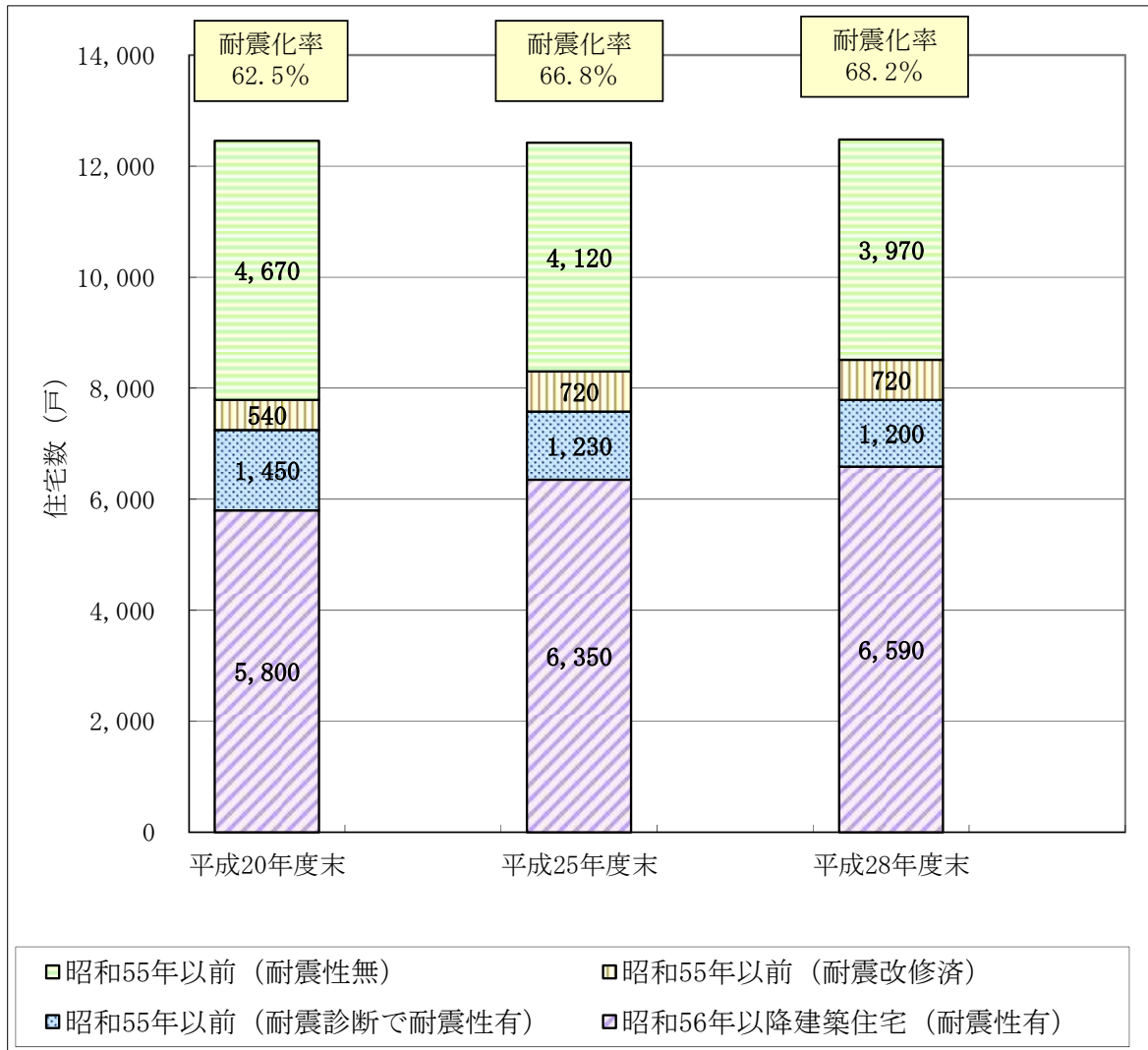


図 3-3 安来市の住宅の耐震化の推移

## 2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

### 2.1. 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、市内に 103 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は 84 棟で、耐震化率は約 82%となっている。そのうち、昭和 56 年 5 月以前に建築されたものは 33 棟（約 32%）で、そのうち耐震性があるとされる建築物は 14 棟（約 42%）で、耐震化が進んでいない状況である。

また、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごとの現状の耐震化率を把握したところ、「災害時の拠点となる建築物」の耐震化率が 83%、「不特定多数の者が利用する建築物」の耐震化率が 33%、「特定多数の者が利用する建築物」が 88%となっている。

表 3-1 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（市有建築物＋民間建築物）

		建築物数	昭和 56 年 6 月以降の建築物	昭和 56 年 5 月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み	耐震診断未実施の建築物数	耐震化率 (%)
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)		103	70	33	7	19	7	7	82%
市有		58	35	23	7	15	7	1	84%
民間		45	35	10	0	4	0	6	78%
災害時の拠点となる建築物	庁舎、学校、幼稚園、 体育館、警察署、 病院、福祉施設など	72	47	25	6	15	7	4	83%
	市有	52	31	21	6	14	7	1	85%
	民間	20	16	4	0	1	0	3	80%
不特定多数の者が利用する建築物	ホテル、旅館、百貨店、 店舗、集会場、 文化施設、遊技場など	6	1	5	1	2	0	2	33%
	市有	2	0	2	1	1	0	0	50%
	民間	4	1	3	0	1	0	2	25%
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅、寄宿舎、 事務所、工場など	25	22	3	0	2	0	1	88%
	市有	4	4	0	0	0	0	0	100%
	民間	21	18	3	0	2	0	1	86%

表 3-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（市有建築物）

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み	耐震診断未実施の建築物数	耐震化率 (%)
災害時の拠点となる建築物	52	31	21	6	14	7	1	85%
不特定多数の者が利用する建築物	2	0	2	1	1	0	0	50%
特定多数の者が利用する建築物	4	4	0	0	0	0	0	100%

表 3-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（民間建築物）

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み	耐震診断未実施の建築物数	耐震化率 (%)
災害時の拠点となる建築物	20	16	4	0	1	0	3	80%
不特定多数の者が利用する建築物	4	1	3	0	1	0	2	25%
特定多数の者が利用する建築物	21	18	3	0	2	0	1	86%

表 3-4 防災上重要な建築物の耐震化の現状（市有建築物）

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み	耐震診断未実施の建築物数	耐震化率 (%)
防災拠点施設(庁舎・消防・病院等)	23	15	8	1	4	1	3	74%
医療・応急・社会福祉施設(避難所以外)	19	11	8	2	2	2	4	79%
避難施設	154	102	52	12	31	15	9	84%

※特定既存耐震不適格建築物ではない建築物を含む

## 2.2. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は市内に 20 棟あり、建物用途別で見ると屋内貯蔵所が 1 棟、工場が 19 棟である。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震性があるとされる建築物は 19 棟で、耐震化率は約 95%となっている。

表 3-4 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

建築物	建築物数 ① (②+③)	昭和 56 年 6 月以降 ②	昭和 56 年 5 月以前③		耐震性あり ⑤ (②+④)	耐震化率(%) ⑤/①
				③の内耐震 性あり④		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物	20	6	14	11	19	95%

表 3-5 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の内訳

用途分類	特定建築物数								耐震化率 (%)
	昭和 56 年 6 月以前の建築物数							昭和 56 年 6 月 以降の 建物数	
	耐震診断実施の建築物数					耐震改 修実施 の建築 物数	耐震診 断未実 施の建 築物数		
	耐震性 あり		耐震性 なし						
合計	20	14	14	13	1	0	0	6	95%
屋内貯蔵所	1	0	0	0	0	0	0	1	100%
一般取扱所	0	0	0	0	0	0	0	0	-
工場	19	14	14	13	1	0	0	5	95%
発電所	0	0	0	0	0	0	0	0	-
火薬庫	0	0	0	0	0	0	0	0	-
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	-

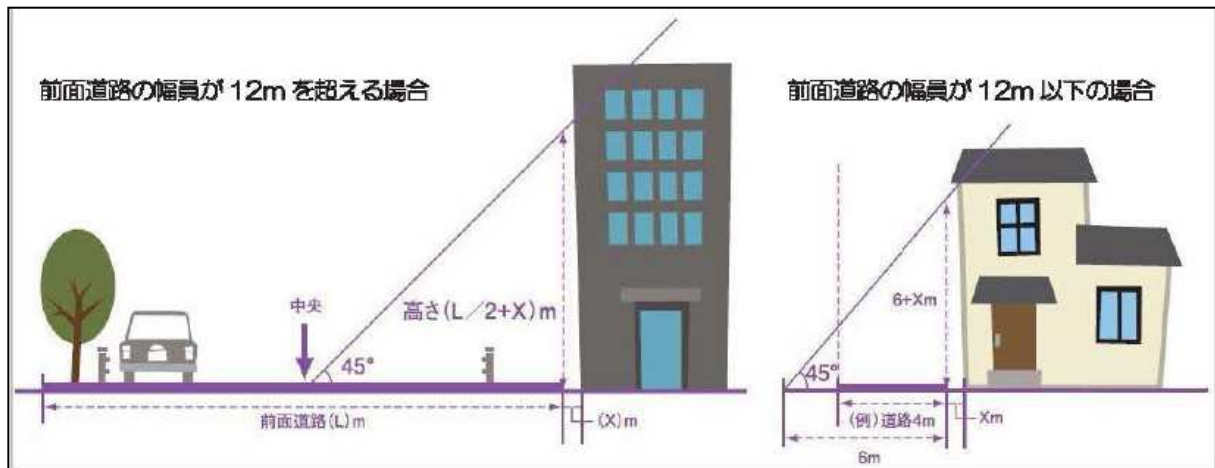
### 3. 通行を確保すべき道路沿いの建築物

地震時に多数のものが避難や災害時拠点との交通を円滑に進めるために「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）」が定められている。「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められた第1次～第3次の緊急輸送道路を閉塞するおそれのある安来市の住宅・建築物を表3-6に示し、次頁以降に安来市内の緊急輸送道路について示す。

表 3-6 第1次～第3次の緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物数

道路種別	建築物数（棟）	耐震化率
		第1次緊急輸送道路
第2次緊急輸送道路	11	0%
第3次緊急輸送道路	1	0%
合計	40	2.5%

※通行障害既存耐震不適格建築物とは、下図に該当する旧耐震基準で建てられた建築物をいう。



#### 緊急輸送道路について

緊急輸送道路は「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定）により次のように定められている。

#### 第1次緊急輸送道路

災害発生時において災害対策本部が設置される県庁、緊急車両等の交通規制を統括する警察本部、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している広域市町村圏の中心都市の庁舎及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる広域的な防災拠点（空港・重要港湾、広域防災拠点（消防学校））の所在地と接続する道路。

#### 第2次緊急輸送道路

住民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、道路管理者等の庁舎、住民の生命に直接的に係わってくる警察、消防、病院（災害拠点病院等）、電気・ガス・上水道といったライフラインの各施設、広域避難場所及び救援物資等の備蓄・集積拠点（道の駅・インターチェンジ等の道路空間を活用した防災拠点、離島ヘリポート、港湾、漁港、駅前広場等）の所在地と接続する道路。

#### 第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（各県土整備事務所の出張所、国土交通省関係庁舎、中心都市の郵便局、放送局、離島以外のヘリポート、病床数・診療科目の多い病院、離島・中山間地域の中核医療機関等）に接続する道路。

### 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (松江県土整備事務所管内)

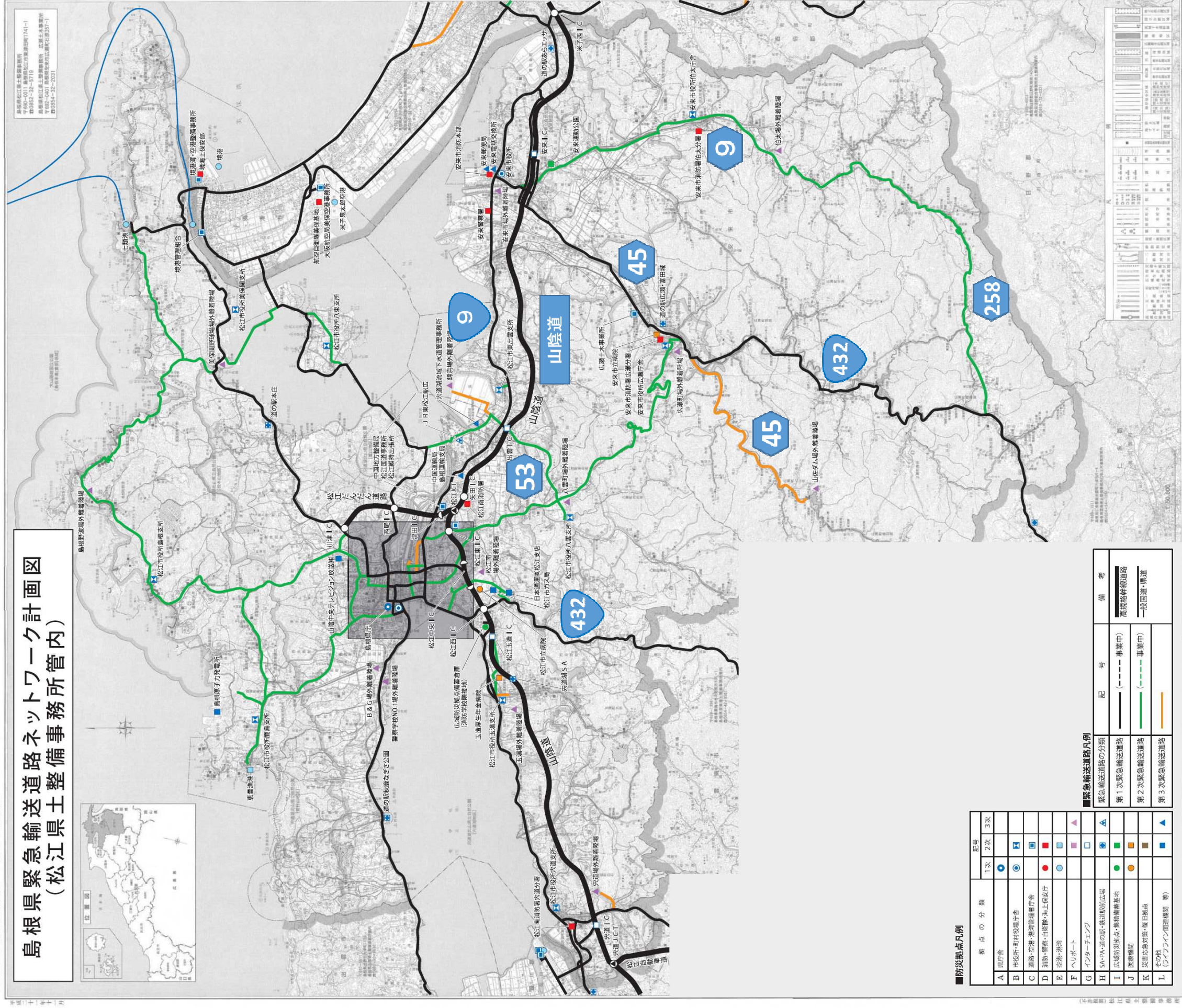


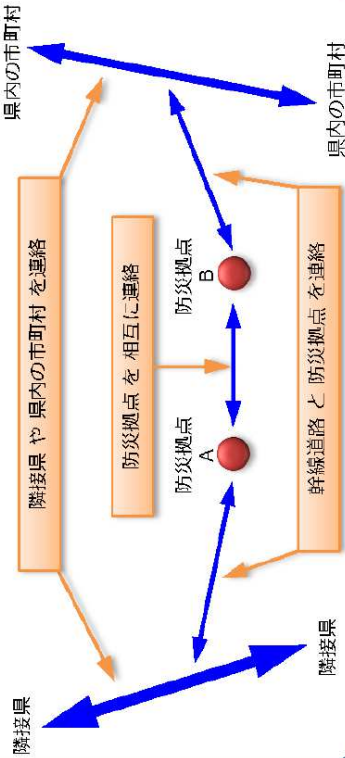
表 3-7 安来市周辺の緊急輸送道路

緊急輸送道路の分類	道路種別	路線名	区間
第1次緊急輸送道路	一般国道(指定外)	国道432号	県境～(主)安来木次線交点
第1次緊急輸送道路	一般国道(指定)	国道9号	全線
第1次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	国道9号交点～(一)安来インター線
第1次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	(一)安来インター線交点～国道432号交点
第1次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	国道54号交点～雲南市役所
第1次緊急輸送道路	一般有料道路	山陰道(国道9号 安来道路)	全線
第2次緊急輸送道路	一般県道	島根県道258号草野横田線	(主)安来伯太日南線交点～国道432号交点
第2次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道9号安来伯太日南線	(主)安来木次線交点～(一)草野横田線交点
第2次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道53号大東東出雲線	八雲支所～国道9号交点(東出雲IC)
第3次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	国道432号交点～山佐ダム場外離着陸場
第3次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	(主)玉湯吾妻山交点～大東南場外離着陸場

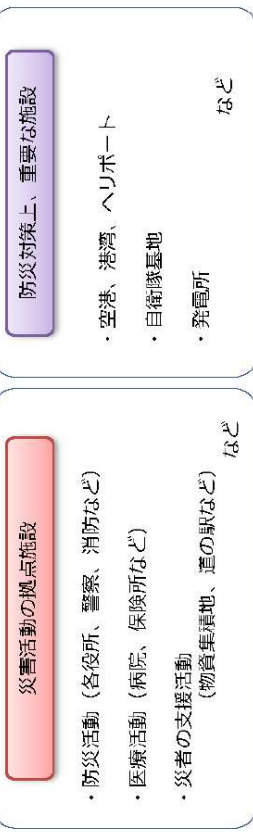


# 緊急輸送道路：被災地での活動や支援に必要な人員や物資を輸送するための道路

## 緊急輸送道路の連絡機能（3つ）



## 防災拠点とは、「災害活動の拠点施設」や「防災対策上、重要な施設」のこと



災害時に果たす役割の重要度及び目的に応じて  
防災拠点を 第1次～第3次の3段階に区分しています

## 緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路は、災害発生後の利用特性により  
以下の3つに区分されます

### 第1次緊急輸送道路

- ◆ 島根県と隣接県との広域的な連携を確保するルート
- ◆ 第1次防災拠点を連絡するルート  
(県庁所在地、地方中心城市及び空港・重要港湾、災害医療拠点などを連絡する道路網)

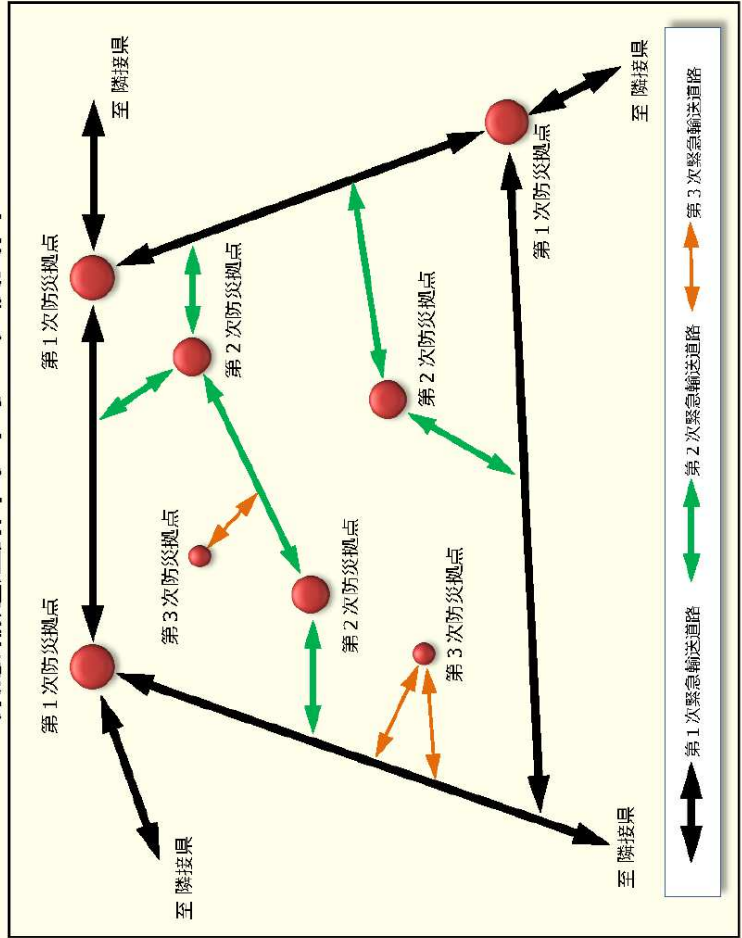
### 第2次緊急輸送道路

- ◆ 県内市町村相互の連携を確保するルート
- ◆ 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡するルート  
(第1次緊急輸送道路と町村役場、公共機関や自衛隊など主要な防災拠点を連絡する道路)

### 第3次緊急輸送道路

- ◆ 第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を連絡するルート

## 緊急輸送道路ネットワーク模式図



## 第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1. 目標設定における基本的な考え方

耐震改修促進法に基づき、平成18年の国の基本方針において、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成15年の75%から平成27年までに少なくとも90%とする目標を定められた。さらに平成28年に見直しされた基本方針では、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年までに95%とする目標を定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化の促進を図っている。

本市の耐震化の現状は、住宅で約68%、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物で約82%となっているが、今後、国の基本方針に従い、積極的に耐震改修に取り組んでいくものとし、10年後の目標は、島根県の定めた目標に可能な限り近づくように設定する。

また、耐震診断未実施の建築物が多く、耐震性が劣る建築物の把握が正確にできていないことや耐震診断により要改修と診断された場合、耐震改修の実施につながることから、耐震化の目標とともに耐震診断の目標を設定する。

なお、耐震診断及び耐震化率の目標値については、定期的に検証を行うものとする。

## 2. 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化率については、平成 28 年 3 月に改正された国の基本方針において、平成 37 年までに「耐震性のない住宅をほぼ解消する」との目標が示されている。

一方、県計画の住宅耐震化率の目標については、全国の 82%（平成 27 年度末）に対し、島根県は 70%（平成 27 年度末）であることを踏まえて実現可能なものとし、平成 37 年度末までに 90%まで引き上げることを目標としている。

安来市においては、住宅の耐震化率（平成 28 年度末）は 68%であり、県の現状とほぼ同等な数値であることを踏まえ、実現可能と判断し、県計画の目標と同等な平成 37 年度末までに 90%まで引き上げることを目標とする。

図 4-1 に平成 28 年度末における住宅の耐震化率（現状）、住宅の耐震化についてこれまでの状況のまま平成 37 年度末まで推移した場合の耐震化率（耐震化推進無）及び平成 37 年度末の目標とする耐震化率（目標値）について推計した結果を示す。

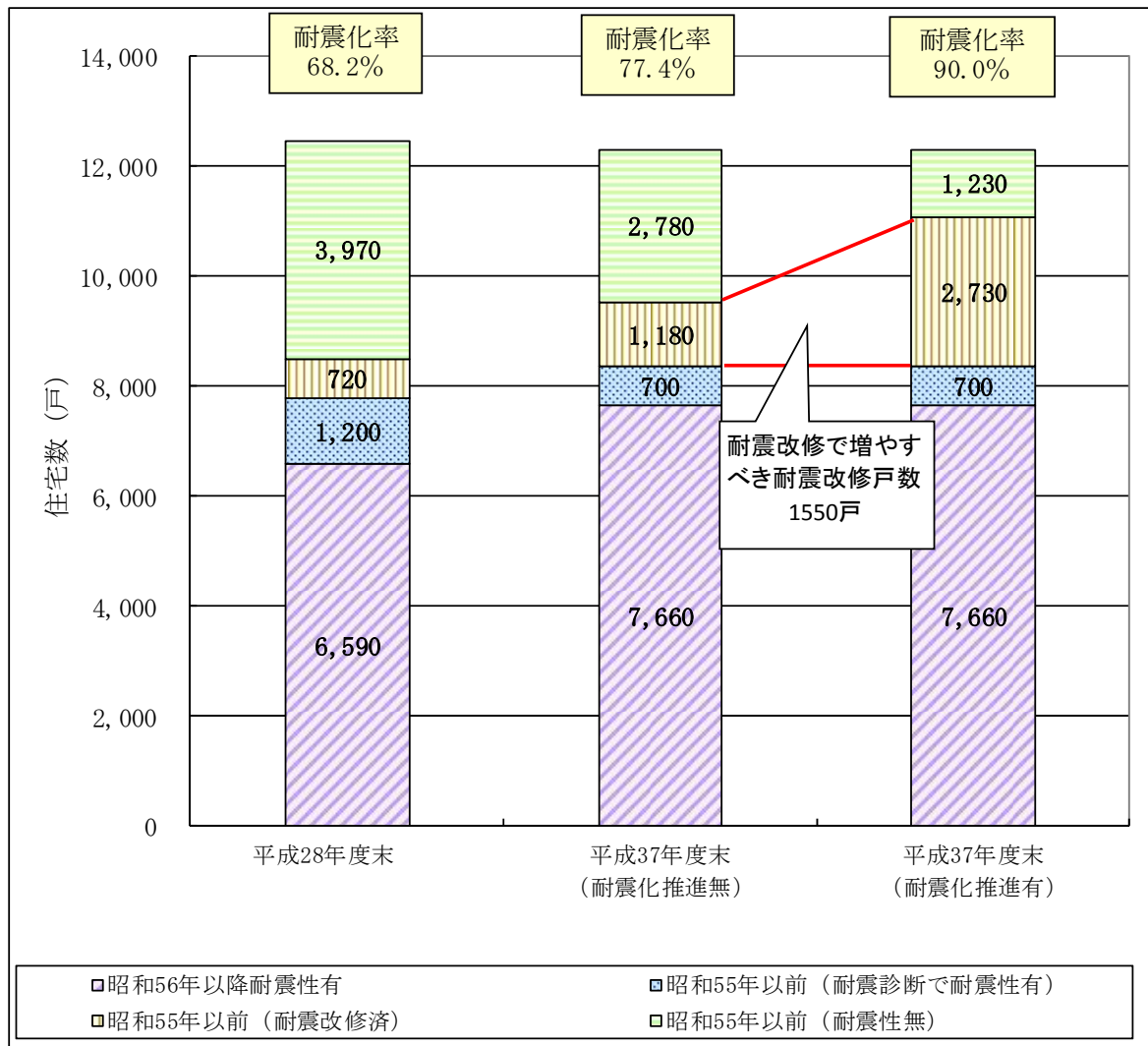


図 4-1 住宅の耐震化率推計結果

表 4-1 住宅の耐震化率推計の内訳

	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年以前の住宅②		住宅数⑤ (①+②)	耐震性有 住宅数⑥ (①+③+ ④)	耐震化率 (⑥/⑤)
		うち 耐震性有③	うち 耐震改修済 ④			
平成 28 年度末	6,590	5,890		12,480	8,510	68.2%
		1,200	720			
平成 37 年度末 (耐震化推進無)	7,660	4,660		12,320	9,540	77.4%
		700	1,180			
平成 37 年度末 (目標値)	7,660	4,660		12,320	11,090	90.0%
		700	2,730			

推計の結果、平成 28 年度末における住宅の耐震化率は 68.2% である。この耐震化率を 90% にするためには、平成 37 年度末における耐震化推進無の耐震改修済み戸数 1,180 戸を 2,730 戸まで引き上げる必要がある。これは平成 29 年度から平成 37 年度末までの 9 年間で年間約 300 戸の耐震改修を行っていく必要があるという推計になる。

### 3. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

#### 3.1. 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の耐震化率については、国の目標（耐震化率を平成 25 年の約 85%から 95%とすること）及び県の目標（平成 37 年度末までに 95%まで引き上げる）を踏まえ、平成 37 年度末までに 95%まで引き上げることを目標とする。

耐震診断については、公共建築物は 3 年後までに、民間建築物は 5 年後までにほぼ 100%実施することを目標とする。

特に、公共建築物は民間建築物の耐震化を先導する意味も含めて、強力に耐震化を進めていくものとする。また、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごとに耐震化の目標も設定する。

表 4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

建築物		耐震化率 (%)		
		現状	目標	
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)		82% 【93%】	95% 【100%】	
		市有	84%	
		民間	78%	
災害時の 拠点とな る建築物	庁舎、学校、幼稚園、体育館、 警察署、病院、福祉施設など	83% 【94%】	100% 【100%】	
		市有		85%
		民間		80%
不特定多 数の者が 利用する 建築物	ホテル、旅館、百貨店、店舗、 集会場、文化施設、遊技場など	33% 【67%】	95% 【100%】	
		市有		50%
		民間		25%
特定多数 の者が利 用する建 築物	賃貸住宅、寄宿舍、 事務所、工場など	88% 【96%】	95% 【100%】	
		市有		100%
		民間		86%

※【 】は昭和 56 年 5 月以前の建築物のうち耐震診断済みの建築物数の割合を表す。

### 3.2. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化率は95%であり、現状のままです既に国及び県の耐震化率目標の95%を達成している。

しかし、危険物の貯蔵場又は処理場は、震災時に大火に繋がることが多く、甚大な被害をもたらす危険性を踏まえ、更なる取り組みとして、耐震化率を平成37年度末までに100%まで引き上げることを目標とする。

表 4-3 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の目標

建築物	現在の耐震化率 (平成 27 年度末)	耐震化の目標 (平成 37 年度末)
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	95% 【100%】	100% 【100%】

※【 】は昭和 56 年 5 月以前の建築物のうち耐震診断実施済みの建築物数の割合を表す。

### 3.3. 通行を確保すべき道路沿いの建築物

安来市内で地震による被害が起きた場合に建築物の倒壊などにより緊急物資の運搬や地域住民の避難路となる道路を閉鎖する事を未然に防止するために、緊急輸送道路沿いの建築物について耐震化を図る必要がある。

耐震化の目標値は県の方針と同様とし、緊急輸送道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物については、平成 37 年度末までに当該建築物数に対する耐震化率を 95%とすることを目標とする。

耐震化にあたっては、特に第 1 次防災拠点および役場を結ぶ緊急輸送道路を重要度の高い路線と位置づけ、その通行障害となる建築物の耐震改修率 100%を目指し、優先的に実施していくこととする。

これまでに市有建築物しか耐震診断を行った履歴がないため、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築されている建築物に対して、耐震診断を行い耐震性に欠けると判断された建築物については耐震化を図っていく必要がある。

表 4-4 通行を確保すべき道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

道路種別	現状（平成 27 年度末）		目標
	建築物数 （棟）	耐震化率 （%）	耐震化実施棟数 [耐震改修率（%）] 平成 37 年度末
第 1 次緊急輸送道路	28 棟	3.6%	38 棟 [ 95% ]
第 2 次緊急輸送道路	11 棟	0%	
第 3 次緊急輸送道路	1 棟	0%	
計	40 棟		

#### 4. 市有建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち市有建築物の耐震化率の目標は、県の目標（100%）と同等とし、現状の約84%を平成37年度末までに100%とすることを目標とする。（参考：国の目標95%）

表 4-5 市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

建築物	建築物数	現状 (平成28年度)	目標 (平成37年度)
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)	58	84% 【49】	100% 【58】
災害時の拠点となる建築物 庁舎、学校、幼稚園、体育館、 警察署、病院、福祉施設など	52	85% 【44】	100% 【52】
不特定多数の者が利用する建築物 飲食店、ホテル・旅館、美術館、 博物館等	2	50% 【1】	100% 【2】
特定多数の者が利用する建築物 賃貸住宅（共同住宅に限る）、 寄宿舎、事務所等	4	100% 【4】	100% 【4】

※ 上段は耐震化率、下段の【 】内の数字は新耐震の建築物棟数を示す。

防災上重要な施設の建築物は、市有特定既存耐震不適格建築物ではない建築物も含まれるが緊急時に拠点となる市有建築物であることから本計画の対象建築物とし耐震化を図る。

耐震化率の目標は、市有特定既存耐震不適格建築物と同等とし、現状の約82%を平成37年度末までに100%とすることを目標とする。

表 4-6 市有建築物における防災上重要な施設の耐震化の目標

建築物	建築物数	現状 (平成28年度)	目標 (平成37年度)
防災上重要な建築物	196	82% 【161】	100% 【196】

※ 上段は耐震化率、下段の【 】内の数字は新耐震の建築物棟数を示す。



# 第5章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

## 1. 施策の基本的な取り組み方針

### 1.1. 耐震化事業における役割分担

阪神・淡路大震災における死者のほとんどが建築物の倒壊によるものであったことや、建築物の倒壊により道路が塞がれたことによって避難や救援活動及び消火活動への妨げが大きかった。このことを踏まえ安来市では大地震による災害から市民の生命、財産を守り、被害を最小限にとどめるため、行政はもとより、市民一人一人が自発的かつ積極的に防災に対する役割を果たしていくこととする。

安来市ではこれまで平成12年の「鳥取県西部地震」以降、市域の地震等の災害に備えるため「やすぎ市民防災マップ」の作成を行い、自主防災組織の結成を推進してきた。今後もこれまでの流れを継承しながら災害に対して強い街づくりを推進していくため、島根県、安来市、建築関係団体及び建築物所有者との連携と協力の下、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を計画的かつ総合的にすすめ、さらなる耐震性の向上を図るものとする。

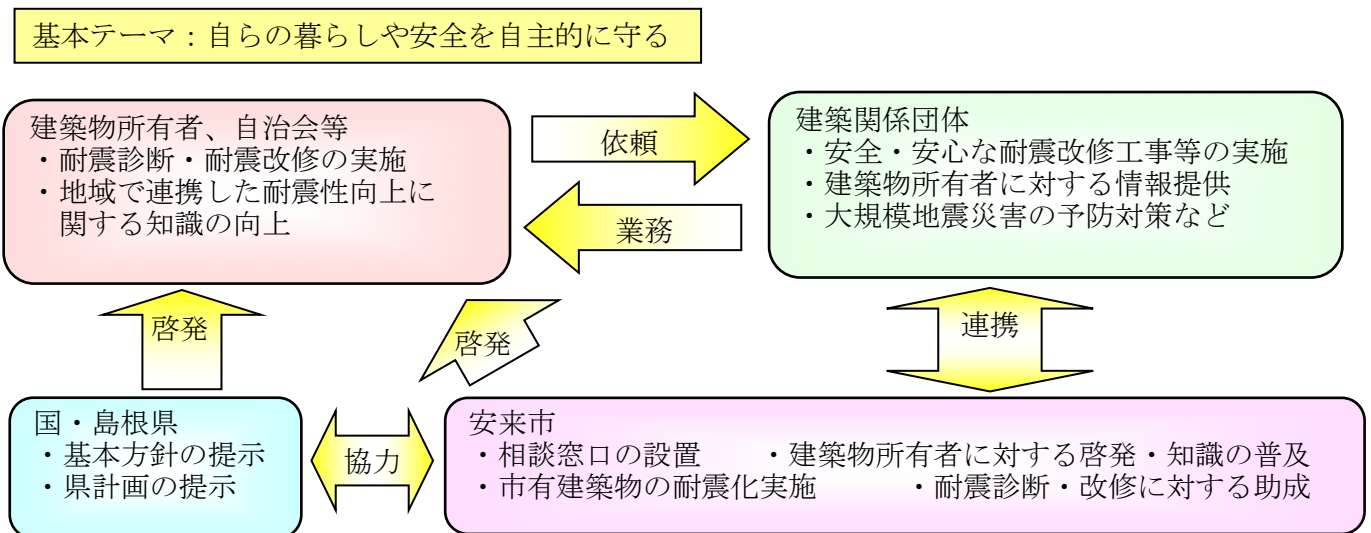


図 5-1 役割分担における関係図

#### 1) 市民（建築物所有者）の役割

建築物の所有者は、地震に対して安全性を確保するとともにその向上を図ることが必要である。特に特定既存耐震不適格建築物は、多数の利用者の人命を預かる立場を自覚し責任を持って建築物の耐震化を行うよう努める。

#### 2) 建築団体の役割

行政と連携して大規模地震災害の予防対策に向けての取り組みや、建築物所有者に対する情報提供及び安全で安心な耐震診断や耐震改修工事の実施をする。

### 3) 安来市の役割

耐震性が不十分な市有建築物の耐震改修を計画的に実施するとともに、住宅及び特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策の措置を講じることとする。

## 1.2. 重点的に耐震化を図る地域及び建築物

### 1) 重点的に耐震化を図る地域

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画で定められている緊急輸送道路沿道地域、避難路沿道地域及び市街化区域内の商業・近隣商業地域は重点的に耐震化を図っていく。また、危険度マップに示されている危険地域は、想定されている規模の地震が起きた場合に全壊する可能性のある建築物が多くある地域であり、地震による被害を最小限に食い止めるためにこの地域に対しても耐震化を促していく。

### 2) 重点的に耐震化を図る建築物

昭和56年5月31日以前に建築され、現行の耐震基準法に規定されている耐震関係規定の基準を満たしていない住宅や耐震改修促進法に定める特定既存耐震不適格建築物のほか、災害時に医療活動の中心となる病院等の施設、住民の避難場所となる学校・公民館等の施設、高齢者・身体障害者等の生活弱者が利用する施設、その他多数のものが利用する施設等について重点的に耐震化を図るものとする。

### 3) 沿道建築物の耐震化

災害時において、円滑な住民の避難、救急・消防活動及び緊急物資の輸送等の妨げにならないよう、建築物の倒壊によって道路を閉塞させないことが重要となる。

地震発生時に通行を確保すべき道路は「安来市地域防災計画」に基づき、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく第1次緊急輸送道路～第3次緊急輸送道路に指定されている道路等である。また、その沿道の建築物のうち、道路を閉塞させる恐れのある建築物を「重点的に耐震化すべき建築物」として耐震化を推進する。

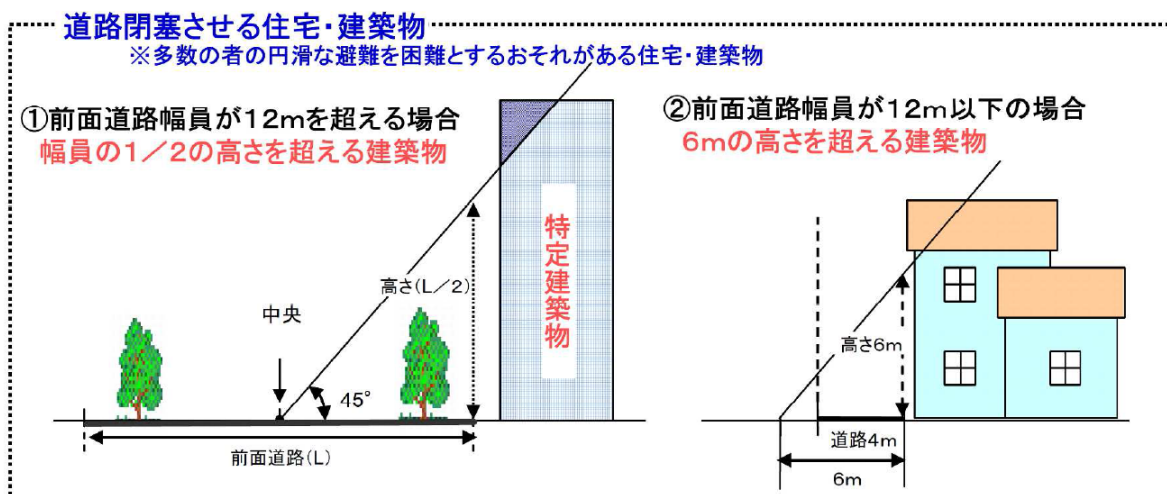


図 5-2 道路を閉塞させる住宅・建築物

#### 4) 避難路等の現状把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

緊急輸送道路のほかに、市民が生活をする場から避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及び避難路に通じる狭隘な街路等幅員を調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備していく。これに基づき、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について耐震診断及び耐震改修の促進を図っていく。

この資料整備のため、これまでに建築基準法第42条第2項の規定で建築基準法上の道路とみなされる2項道路について、指定されている道路の指定道路図の作成を行った。今後も2項道路に指定されていない道路の調査をして、避難路等の現状把握を行っていく。

## 2. 耐震診断・耐震改修を図るための施策

### 2.1. 耐震診断・耐震改修を行うための支援策

平成37年度末までに住宅や特定建築物の耐震化目標を達成するためには、昭和56年5月31日までの建築基準法で建築された建築物について耐震性が不十分と判定された場合には耐震改修を行っていく必要がある。

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行った履歴のある建築物が少ないためにその実態は不明確である。

そこで実情を把握するために耐震診断から実施していく必要があるが、耐震診断や耐震改修には多額の費用を必要とするため、建築物所有者が全額負担で行うことには限界があり、耐震改修事業に対する助成制度の創設が求められている。

このため、安来市では耐震診断や耐震改修を促進していくために国や県と協力して助成制度を平成22年度に創設して、平成28年度に内容を改め、拡充や新設を行い新たな助成制度として取り組みを進めている。

表 5-1 これまでの安来市の住宅の各種支援制度

期間	事業名
平成22年度～平成27年度	・木造住宅耐震診断士派遣制度 ・木造住宅耐震改修助成
平成28年度～平成30年度	・木造住宅耐震化等促進事業

## 1) 安来市の各種支援制度

### 木造住宅耐震化等促進事業

安来市では、木造住宅の耐震化を図り地震に強いまちづくりを目指すため、地震による木造住宅の倒壊の防止を促進し、もって市民の生命及び財産の保護を図り、安全性の向上及び既存ストックの質の向上、安全安心なまちづくりを促進するため、木造住宅耐震化等促進事業に要する費用の一部を助成している。

- ① 補助対象者：以下に掲げるすべての要件が必要となる。
- (1) 市内に住宅を所有している者
  - (2) 同一世帯に属する者全員が市税の滞納がない者
  - (3) 耐震補強設計事業を行う者にあつては、同一年度内に耐震改修事業を完了すること
  - (4) 住宅修繕事業を行う者にあつては、併せて耐震改修事業を行うこと
- ② 対象住宅：以下に掲げるすべての要件に該当する建築物となる。
- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は着工された木造2階建て以下の住宅のうち、一戸建て住宅、長屋、共同住宅、店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）又はこれらに類する住宅で、現に居住の用に供していること
  - (2) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による住宅であること
  - (3) 国、地方公共団体その他の公的団体が所有する住宅でないこと

表 5-2 助成内容（木造住宅耐震化等促進事業）

事業区分	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
耐震診断事業	耐震診断士が行う耐震診断に要する経費 〔建築士事務所に所属する建築士で島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登録されている者又はこれと同等の技術を有していると認められる者〕	補助対象経費の10分の9以内の額	住宅1棟当たり 60,000円
耐震補強設計事業	耐震補強設計に要する経費 〔耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と判定された木造住宅に対し、当該評点を1.0相当以上に向上させるための実施設計〕	補助対象経費の3分の2以内の額	住宅1棟当たり 400,000円
耐震改修事業	耐震改修工事に要する経費(改修を行う床面積の合計に1平方メートル当たり33,500円を乗じて得た額を限度とし、耐震改修工事に伴い必要となる撤去、復旧等に要する経費を含む) 〔耐震補強設計に基づき実施する耐震補強工事で耐震診断士が工事監理を行う工事〕	補助対象経費の100分の23以内の額	住宅1棟当たり 822,000円 ただし、耐震改修工事を施工する業者が市外業者の場合は、700,000円
住宅修繕事業	住宅修繕工事に要する経費 〔耐震改修工事に併せて実施される住宅の機能の維持又は向上のために行う修繕工事〕	補助対象経費の5分の1以内の額	住宅1棟当たり 800,000円 ただし、住宅修繕工事を施工する業者が市外業者の場合は、700,000円
解体助成事業	除却工事に要する経費 〔耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と判定された木造住宅の全てを除却する工事〕	補助対象経費の100分の23以内の額	住宅1棟当たり 400,000円 ただし、除却工事を施工する業者が市外業者の場合は、300,000円

2) 国の耐震改修等の補助及び減税制度

表 5-3 国の耐震改修等の補助(1)

1 要緊急安全確認大規模建築物の支援に関する事業			
一	本事業の補助金の額は、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額に次式により算出した補助率(1/6を下回る場合は1/6)を乗じた額以内の額とする。補助率=1/3-A/4 A: 地方公共団体が社会資本整備総合交付金等を含め事業主体に対して行う補助事業の補助率		
二	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の支援に関する事業に要する次に掲げる事業	イ	要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断に要する費用
		ロ	要緊急安全確認大規模建築物の擁壁の耐震診断に要する費用
		ハ	要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震化のための計画の策定に要する費用
三	前号イに要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合1,540,000円を限度として加算することができる。	イ	面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡以内
		ロ	面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内
		ハ	面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内
四	第2号ロに要する費用は30,900円/件以内を限度とする。		
2 要安全確認計画記載建築物の耐震化の支援に関する事業			
一	本事業の補助金の額は、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額に次式により算出した補助率(1/6を上回る場合は1/6)を乗じた額以内の額とする。補助率=A/4		
二	要安全確認計画記載建築物の耐震化の支援に要する次に掲げる事業	イ	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する費用
		ロ	要安全確認計画記載建築物の擁壁の耐震診断に要する費用
		ハ	要安全確認計画記載建築物に係る耐震化のための計画の策定に要する費用
三	前号イに要する費用は、一戸建て住宅については134,000円/戸以内(診断を簡易に行う場合は30,900円/戸)を限度とし、一戸建て住宅以外の住宅及び建築物については次に定める費用を限度とする。ただし、一戸建て住宅以外の住宅及び建築について設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,540,000円を限度として加算することができる。	イ	面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡以内
		ロ	面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内
		ハ	面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内
四	第2号ロに要する費用は30,900円/件以内を限度とする。		
3 超高層建築物等の耐震化の支援に関する事業			
一	事業の補助金の額は、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額に次式により算出した補助率(1/6を下回る場合は1/6)を乗じた額以内の額とする。補助率=1/3-A/4		
二	高層建築物等の耐震化の支援に要する次に掲げる事業	イ	超高層建築物等の長周期地震動対策に関する詳細診断に要する費用
		ロ	超高層建築物等に係る耐震化のための計画の策定に要する費用
三	前号イに要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の長周期地震動対策に関する詳細診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,540,000円を限度として加算することができる。	イ	面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡以内
		ロ	面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内
		ハ	面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内

国土交通省 耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱(最終改正 平成29年3月)より引用

表 5-4 国の耐震改修等の補助（2）

4 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業		
一	事業の補助金の額は、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事費（建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修工事費相当分とする。以下この項において同じ。）に次式により算出した補助率（131/600 を上回る場合は 131/600）を乗じた額以内の額とする。 補助率=0.115 + 31A/69	
二	建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。	<p>(1) 建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費を除く。）については、50,300 円/㎡を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は 82,300 円/㎡を限度とする。（ただし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は 6,500 円/㎡（天井の耐震改修とあわせて行う場合は 5,200 円/㎡）を加算した額を限度とする。）（次項において同じ。）</p> <p>(2) 天井の耐震改修工事費については、31,000 円（ネット等による落下防止措置を行う場合は 13,400 円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は 70,000 円とし、平均天井高が 10m を超える場合にあっては、高さ 3m 毎に 3,090 円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,290 円を減ずる。）に天井面積を乗じた額を限度とする。</p>
5 要安全確認計画記載建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業		
本事業の補助金の額は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修工事費（建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修工事費相当分とする。除却については、通行障害既存耐震不適格建築物に係るものに限る。）に次式により算出した補助率（1/15 を上回る場合は 1/15）を乗じた額以内の額とする。 補助率= A/10		
6 超高層建築物等の長周期地震動対策に関する制震改修等に関する事業		
一	事業の補助金の額は、超高層建築物等の制震改修等の工事費に次式により算出した補助率（131/600 を上回る場合は 131/600）を乗じた額以内の額とする。 補助率=0.115 + 31A/69	
二	建築物の耐震改修工事費については次の (1) 又は (2) のいずれか低い額を限度とする。	<p>(1) 50,300 円/㎡。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は 82,300 円/㎡</p> <p>(2) 8,000 円/㎡に 16 億円を加えた額。</p>
7 耐震対策緊急促進事業に係る事務事業		
補助金の額は、次の各号に掲げる費用の合計とする。		
一	耐震対策緊急促進事業に要する費用を交付するための費用 耐震対策緊急促進事業に要する費用（第 1 項から第 6 項により算出した補助金の額）を合算した額。	
二	事務費 耐震対策緊急促進事業に係る事務事業の実施に必要な事務費として、耐震対策緊急促進事業に要する費用の 0.1%から 3%までの範囲内において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額とする。ただし、この率によることが著しく不相当である場合には、この率によらないことができる。	

国土交通省 耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（最終改正 平成 29 年 3 月）より引用

表 5-5 国の耐震改修等の減税制度

項目	国の補助
税制	<p>・ <b>所得税額控除</b></p> <p>補助率：・住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額）の 10%（最高 25 万円）</p> <p>補助要件：・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋であって、自己の居住の用に供する家屋であること。</p> <p>・耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替え）をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること。</p> <p>適用期限：平成 18 年 4 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日 ※住宅ローン減税制度との併用可</p> <p>・ <b>固定資産税の減額</b></p> <p>適用範囲：120m<sup>2</sup>相当部分まで</p> <p>減額期間：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年～平成 21 年に工事を行った場合：3 年間 1/2 に減額</li> <li>・平成 22 年～平成 24 年に工事を行った場合：2 年間 1/2 に減額</li> <li>・平成 25 年～平成 30 年 3 月に工事を行った場合：1 年間 1/2 に減額※</li> </ul> <p>※特に重要な避難路として自治体が指定する道路（耐震改修法の改正により新たに措置）の沿道にある住宅の耐震改修は 2 年間</p> <p>適用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の適用要件：昭和 57 年 1 月 1 日以前に所在する住宅であること</li> <li>・改修工事の要件：現行の耐震基準に適合する耐震改修であること</li> <li>・工事費の要件：耐震改修費用が 50 万円超であること (平成 25 年 3 月 31 日までの工事契約であれば 30 万円以上)</li> <li>・手続き上の要件：改修工事完了後 3 ヶ月以内に、物件所在の市町村に証明書等の必要書類を添付して申告すること</li> </ul>

※詳細な事項及び最新情報については、以下を参照のこと。

国税庁HP <http://www.nta.go.jp/>

### 3) 耐震改修の低利融資制度

表 5-6 住宅金融支援機構による融資制度

	種類	対象・その他
住宅金融支援機構	リフォーム融資	耐震改修 都道府県や市区町村の認定を受けた耐震改修計画に従って行う工事 耐震補強 機構の定める耐震性に関する基準に適合するよう行う工事 基本融資額 1,000万円（住宅部分の工事費が上限） 金利 固定金利(申し込み時の金利が適用)
	賃貸住宅リフォームローン	対象：以下のいずれかに該当するもの ①都道府県や市区町村の認定を受けた耐震改修計画に従って行う工事 ②耐震診断の結果、「建築物の耐震診断の指針」の別表第六の（三）に該当する工事 ③「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「評価方法基準」の耐震等級を向上させる工事 ④工事前のマンションが、「耐震評価基準」に適合しない場合に、工事後のマンションを「耐震評価基準」に適合させる工事（補強・部材取替え等） ⑤2回に分けて実施する段階的な耐震改修工事における1回目の工事で、次の1及び2の要件を満たすもの。 1 一定要件を満たす段階的改修工事として、地方公共団体の助成を受けるもの 2 2回目の工事完了後に、国指針に基づき地震に対して安全な構造となるもの 融資限度額（1戸あたり）：以下のいずれかの低い額 ・1戸当たりの融資上限額1,000万円×賃貸住宅の戸数(リフォーム後) ・融資の対象となる工事費×80% 金利：返済期間10年以下と10年以上によって異なる
日本政策金融公庫	防災・環境対策資金（環境対策関連貸付）	対象者：生活衛生関係営業を営む会社・個人及び理容学校・美容学校の経営者 融資対象 ①事業継続計画（BCP）に基づき、店舗の耐震改修または緊急地震速報受信装置導入を行うために必要な設備資金 ②耐震改修に伴い必要となる運転資金 ③耐震診断に要する運転資金 融資限度額 ・一般貸付または振興事業貸付における設備資金・運転資金それぞれの融資限度額+3,000万円
	社会環境対応施設整備資金	対象者：自ら策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う方 融資対象 ・BCPに基づき防災に資する施設等の整備を行うための設備資金及び運転資金 融資限度額 ・7,200万円（うち運転資金4,800万円）

※融資条件等の詳細な事項及び最新情報については、以下を参照のこと。

住宅金融支援機構

<http://www.jhf.go.jp/>

日本政策金融公庫

<https://www.jfc.go.jp/>



## 2.2. 安心して耐震診断・耐震改修ができる環境整備

### 1) 住民への情報提供

- ・啓発用リーフレットやインターネットを利用した情報公開

安来市が作成したゆれやすさマップや危険度マップの公開のほか、地震被害の状況や耐震診断問診表、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、リフォームにあわせた住宅の耐震改修方法を紹介する事例集を相談窓口を設置する。またインターネット上に掲載されている耐震診断・耐震改修に関連するホームページの紹介を行っていく。

#### (例) 誰でもできるわが家の耐震診断

専門家に耐震診断を依頼する前に、木造住宅の所有者が気軽に自ら診断することにより耐震に関する意識の向上・耐震知識の習得ができるように、日本建築防災協会のホームページ上に『誰でもできるわが家の耐震診断』が公開されている。

この耐震診断は、ご自宅の耐震性能の理解や耐震知識の習得を進めていただき、より専門的な診断を行う際の参考にしていただくことを目的として国土交通省住宅局の監修を受けて、(財)日本建築防災協会が作成したものである。

#### 掲載ホームページURL

[http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wagayare/taisin\\_flash.html](http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wagayare/taisin_flash.html)



- ・優良技術者、優良事業者の紹介

島根県や建築関係団体と連携し、優良なリフォーム事業者、技術者情報の閲覧ができる仕組みの構築をするため、「安来市優良建設工事表彰規程」を平成26年に定めました。この制度は市が発注した工事の中から、他の模範となる内容が確認できるもの（受注業者・担当技術者）を部門ごとに抽出し、表彰するもので、安来市のホームページにて表彰結果を公開しています。

表 5-7 安来市優良建設工事表彰件数

受賞年度	件数
平成26年度	5件
平成27年度	5件
平成28年度	5件

### 2) 相談窓口の設置

耐震診断・改修など、住宅・建築物の耐震化についての相談を適切に対応するため、耐震相談窓口を設置している。

表 5-8 耐震相談窓口

相談窓口設置場所	窓口の名称	受付時間	電話番号
建設部建築住宅課 建築指導係	耐震診断・ 改修相談窓口	8:30~17:00	0854-23-3325

## 2.3. 地震時の総合的な安全対策

### 1) 窓ガラス等の落下防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法が建築基準法関連告示で改正された。

その後、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

このため、改正前の固定方法による窓ガラスを有する建築物の所有者、管理者に対して、点検を通じ改善をするように促していく。

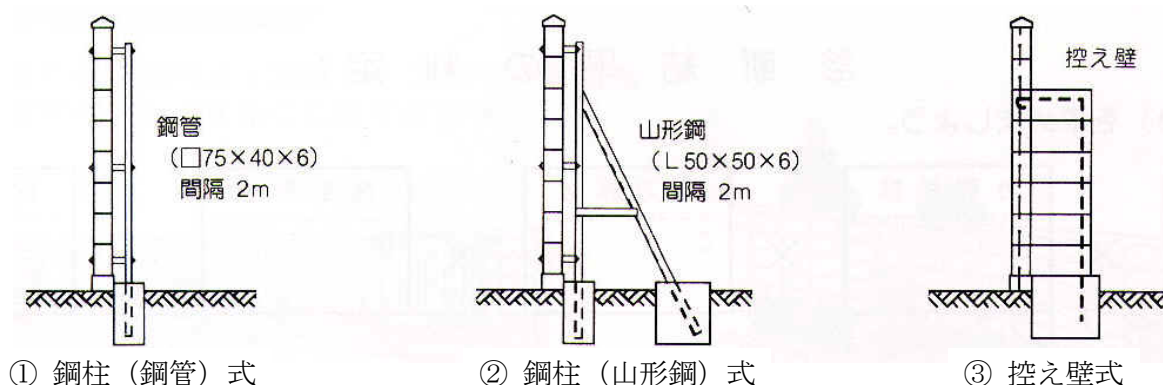
### 2) ブロック塀の倒壊対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことによりブロック塀に関する基準が改正された。

地震時においては、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことが考えられる。パンフレット等の配布を通じて知識の普及に努めるとともに、定期的に調査を行い、危険と判断されたものについては撤去及び補強を促していく。



図 5-3 阪神淡路大震災における転倒被害状況  
(阪神・淡路大震災記念 人と未来防災センター提供資料)



(a) 平坦地に建つブロック塀の転倒防止対策の例

## 図 5-4 ブロック塀の倒壊対策に関する例

資料：全国建築コンクリートブロック工業会 Web ページより引用

### 3) 大規模建築物における天井脱落対策

平成 14 年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩壊したことを受けて、天井の揺れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準（大規模建築物の天井崩壊対策についての技術基準）が作成された。その後、平成 17 年 8 月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩壊し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。さらに、平成 25 年に、建築基準法施行令第 39 条第 3 項及び平成 25 年国土交通省告示第 771 号（特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造を定める件）が公布され、当該告示への適合が求められた。

このため、技術基準に適合していない建築物については、点検、改修を通じて技術基準に適合するように既存建築物の所有者・管理者に対して県と協力して促していき、地震時に対して備えを行っていく。



図 5-5 天井脱落対策の対象となる天井と検証ルート (国土交通省 HP より引用)

### 4) 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震においては、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要があると提言された。この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998 年以降の「昇降機耐震設計・施行指針」（以下「新指針」という。）に基づいたエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。

このため、新指針に適合しない既存エレベーターの建築物所有者等に対して、新指針と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため P 波感知型地震時管制運転装置（地震発生時にエレベーターを安全に制御し、閉じ込め事故等を防止するための装置）の設置も合わせて県と協力し促していく。

注) 昇降機耐震設計・施行指針

建設省（現国土交通省）から委託を受けた（財）日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施行指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施行について一般的な指針を定めたもの。

## 5) 家具の転倒防止策の促進

近年の大規模地震では、住宅の倒壊によるものだけでなく、建物のゆれにより住宅内に配置している家具や家電製品の転倒により死者や負傷者など多くの被害が発生している。このような状況を踏まえ、建築関係団体や有識者等と協力して、効率的な家具の転倒防止策について身近なことから始める事ができるつっぱり棒や粘着性の素材を使用した補強器具の設置などの情報提供を行い、市民に対して周知を行っていく。

特に、高齢者にとっては致命的な問題となることから、居間や寝室など滞在時間の長い部屋の安全対策が実施されるよう、自治会等を通じて啓発をおこなっていく。

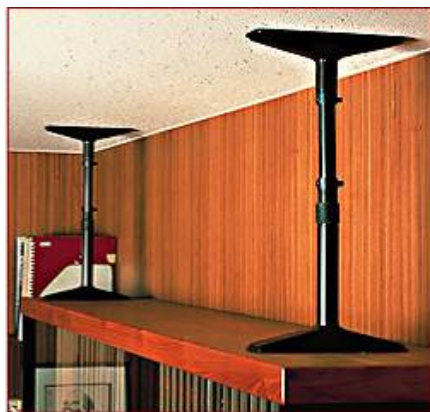


図 5-6 家具の転倒防止対策に関する例

## 6) 地震に伴う土砂災害等による建築物の被害軽減

土砂災害として山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などが挙げられる。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区分される。これらの土砂災害を引き起こす原因として、降雨、融雪、地震等がある。洪水等と比べ、ひとたび土砂災害が発生すると周辺の市民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。昨今において、各地で豪雨災害が発生している状況である。土砂災害は豪雨によるものだけでなく、地震により起こることもある。近年の例として 2008 年 6 月 14 日に起きた岩手宮城内陸地震が挙げられる。

平成 13 年に制定された「土砂災害防止法」の下、島根県の基礎調査の結果、平成 18 年 12 月末時点で、安来市全域で 2,023 箇所が土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）に指定されている。また、今後建築物の損壊が生じ、住民に著しい被害が生じる地域（土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン））の指定も検討されている。（平成 25 年 11 月 30 日現在）

このような情報を住民に開示し災害に対する危険の周知を図るとともに、相談窓口を通じて住民との相談に応じていく。地震に伴う土砂災害の恐れがある危険な区域における住宅対策や支援について、既存住宅の移転促進等のソフト対策などを推進していく。

イエローゾーン設定箇所数の資料：島根県 HP より引用

URL: <http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/sabo/boushihou/>

### 3. 地震に対する安全性の向上に向けた啓発及び知識の普及に関する施策

#### 3.1. 地震防災マップの作成、公表

地震防災マップとは「地震に対するゆれやすさマップ」や「地域の危険度マップ」の総称である。この地震防災マップを市民が地震防災対策に対して自らの問題として認識できるように、本計画にあわせて地震防災マップの作成を行った。このマップをホームページ等で市民に公表することにより周知を図っていく。

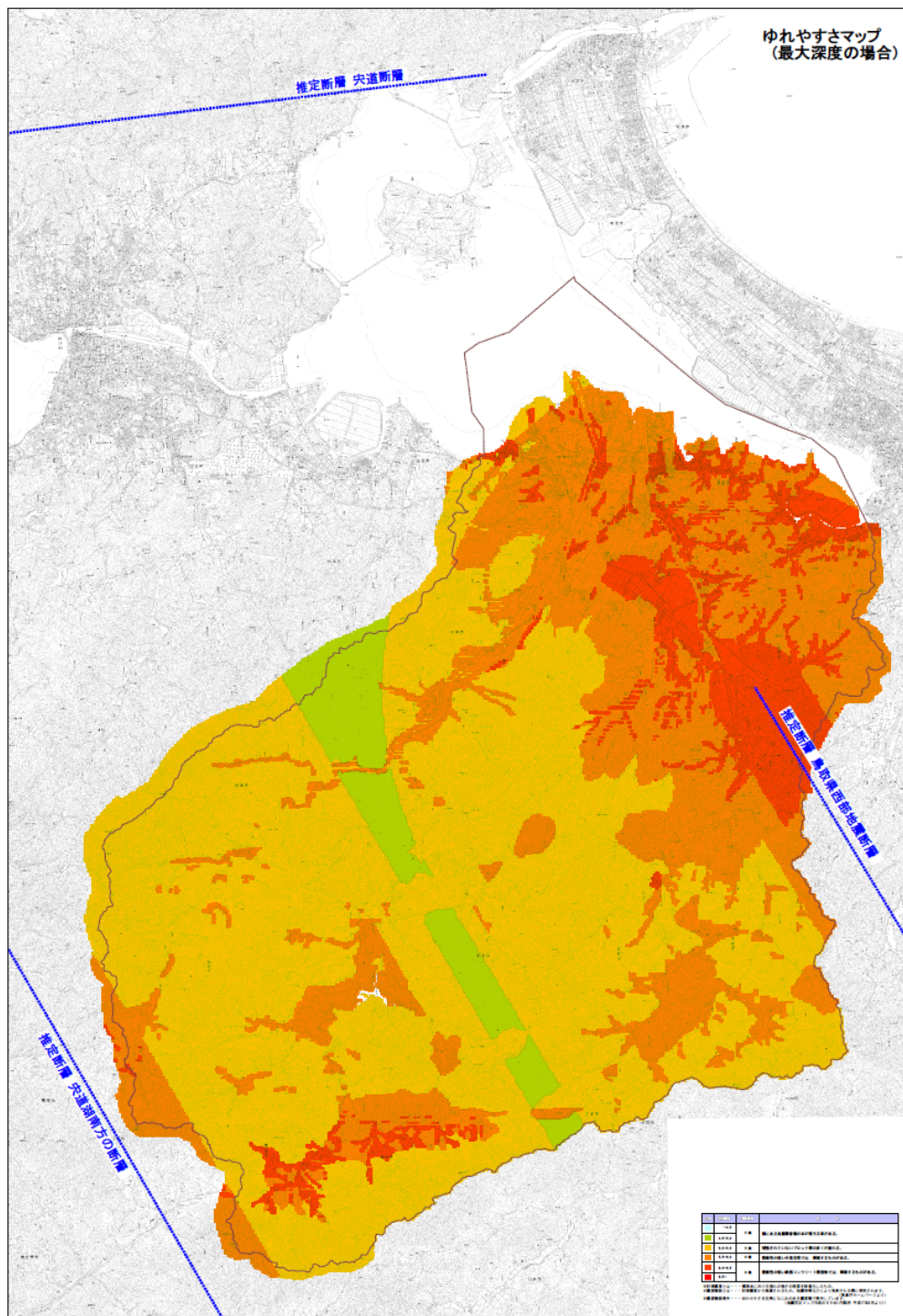


図 5-7 ゆれやすさマップ

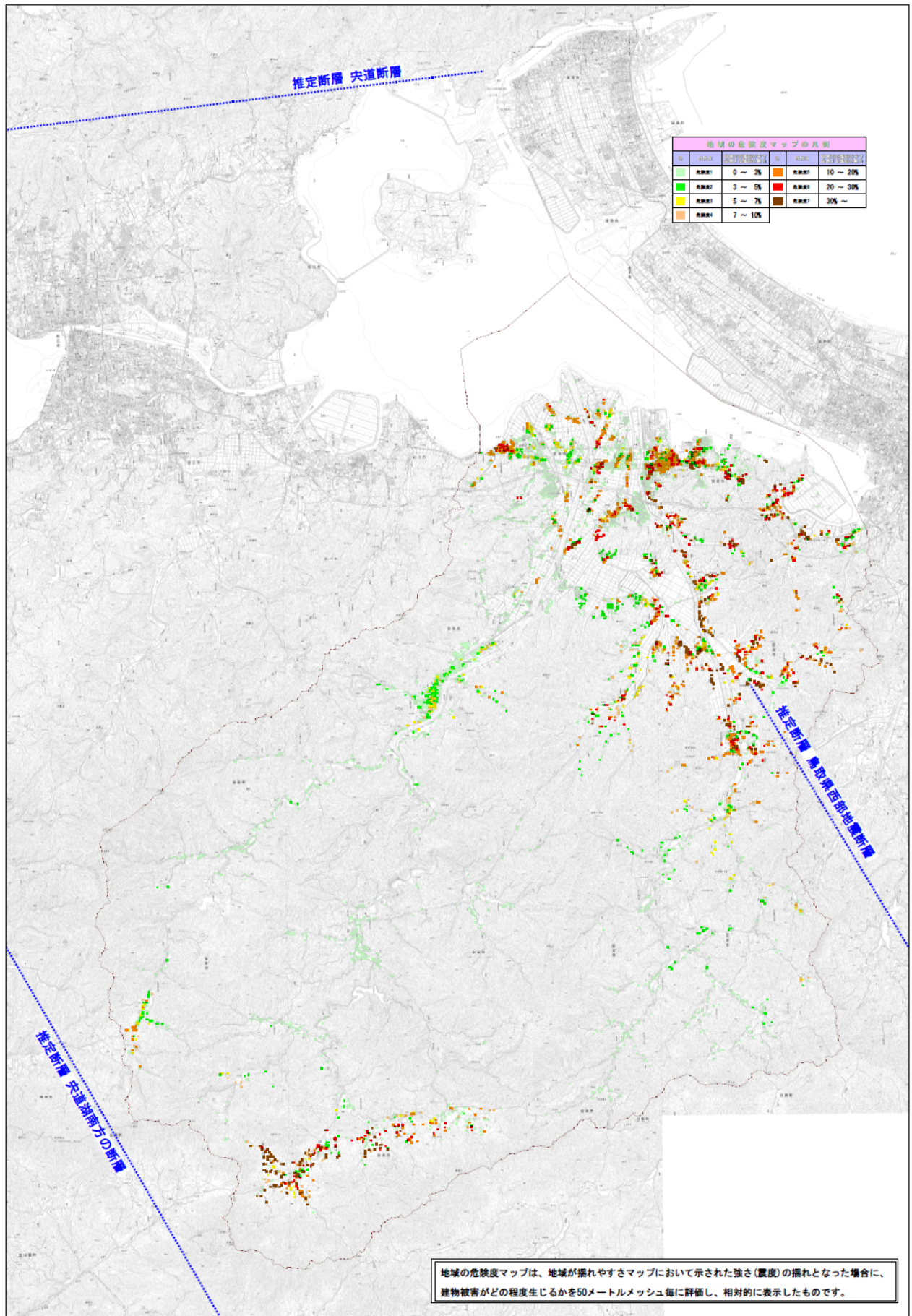


図 5-8 危険度マップ

### **3.2. リフォームにあわせた耐震改修の誘導**

リフォームや増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事とあわせて耐震改修を行うことは、費用、工期の面からもより効果的である。

そのことを建築関係団体と連携して住民に対して紹介していくことにより、増改築やバリアフリー化等のリフォームに合わせて耐震改修を促していく。

### **3.3. 自治会との連携・取り組み支援策**

災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自治会と連携し、建築物の所有者に対して、耐震性の向上に関する知識の普及、啓発を図るため、市が実施している出前講座の開催やパンフレット等の配布等により、建築物の耐震化への取り組みを行う。

### **3.4. 防災教育の普及促進**

小中学校での体育や理科、社会科など各教科を通じて、自然災害発生のメカニズムや、地域の自然災害や防災体制など基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるように、地域防災スクール等を活用して防災学習を行っていく。また、学校の行事として具体的な場面を想定した避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく課外活動などとの連携を図るなど適切に行っていく。また、児童、生徒だけでなく、教職員に対しても研修会を開催するなどして防災教育の充実をしていく。

### **3.5. 除却の推進**

耐震化の一つの手段として除却があり、老朽化による倒壊等の危険性のある老朽危険建築物等の除却の推進により、安全性の向上を図ることが出来る。

また、地震等の揺れによって、倒壊した沿道建築物等が避難の際に通行の支障となれば、甚大な人的被害に繋がることになるため、耐震性がない避難路の沿道建築物の除却の推進により、災害時の円滑な通行の確保を図ることが出来る。

そのため、老朽危険建築物等及び耐震性がない避難路の沿道建築物については、解体助成制度の活用を促し、除却の推進をしていく。

### **3.6. 新耐震基準で建築された住宅の耐震診断に対する支援**

近年の地震被害状況を鑑み、1981年6月以降のいわゆる新耐震基準で建築された住宅についても、耐震診断に対する支援をするとともに、耐震性が不足している場合には、耐震改修を行うことを促す。

## 4. その他耐震診断及び耐震改修促進に関する必要な施策

### 4.1. 関係団体による協議会の設置・協議会における事業の概要

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市は県との連携により、必要な措置を講じていく。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、市営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行っていく。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行っていく。

### 4.2. 地震保険の加入促進

地震保険の世帯加入率は、低いものと推測される。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、県と連携し、広報などにより地震保険加入の促進に努めていく。

### 4.3. 「基準適合認定建築物マーク」の普及

建築物の所有者が所管行政庁に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、「基準適合認定建築物マーク」を標示することができる。この制度の普及を図ることで、市民の関心を促し、耐震診断・耐震改修等への関心を高めていく。



### 4.4. 住宅性能表示制度の活用促進

住宅性能表示制度は法律に基づく制度であり、外見や間取りではわからない住宅の性能を10項目の観点から専門家が判断する制度である。その中には、地震に対する強さの項目として柱や土台が地震などで倒壊しないか等、住宅の構造の安定度の評価や、火災に対しての家屋の耐久性を評価する項目がある。

この制度を活用し建設住宅性能評価書を受けた住宅は、民間金融機関や公共団体の住宅ローンの優遇や、地震に対する強さの程度に応じた地震保険料の割引制度が活用できる。

市は、この制度の活用促進に向けて住宅関係団体によるもの、又は市報掲載などにより情報の提供をすることにより住民に対して促していく。

参考 Web ページ: <http://www.sumai-info.jp/seino/>



## 5. 県計画における耐震改修促進法による法的措置との連携

### (1) 耐震診断結果の報告の義務づけ

県計画において、大規模な地震の発生により建築物が倒壊等した場合に被災者救援・救護活動、消火活動等の災害応急対策に重大な支障を来すことがないように、法第5条第3項第1号及び第2号に基づく要安全確認計画記載建築物を指定し、対象建築物の耐震診断結果の報告が義務付けられている。

本市においても、県計画と連携して耐震化の支援を検討していく。

### (2) 耐震診断結果の報告内容の公表

県計画では、法第5条第3項第1号及び第2号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物（災害対策基本法に基づき指定する地域防災計画において災害時に利用することを想定している建築物をいう。）を次のとおり指定している。

本市においても、県計画と連携して災害応急対策の支援を検討していく。

表 5-9 診断結果の指定日及び報告期限

指定年月日	対象建築物			診断結果の報告期限	耐震改修促進法の位置づけ	対象建築物
	所有者	災害時の用途	建築物の規模			
平成28年3月15日	すべて	防災拠点および避難所（要緊急安全確認大規模建築物に限る）	要緊急安全確認大規模建築物に該当する規模	平成27年12月31日	法第5条第3項第1号	表 5-10
平成29年4月1日	安来市	防災拠点	すべて	平成33年3月31日		表 5-11
		避難所（平常時の用途が法第14条第1号に掲げる用途に供するものに限る）	令第6条第2号各号に規定する用途に応じ、それぞれ当該各号に定める規模以上			該当なし
平成29年4月1日	すべて	「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成25年6月)」に定める緊急輸送道路のうち表5-12に掲げる道路を法第5条第3項第2号の規定に基づく道路		平成38年3月31日	法第5条第3項第2号	図 5-9 表 5-12

※「防災拠点」および「避難所」とは、県または市町村が災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画において、災害時に防災拠点または避難所として利用することを想定している建築物をいう。

※「令」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令をいう。

※複数の号に該当する建築物における耐震診断の結果の報告期限は、該当する号のうち、最も期限の早いものを適用する。

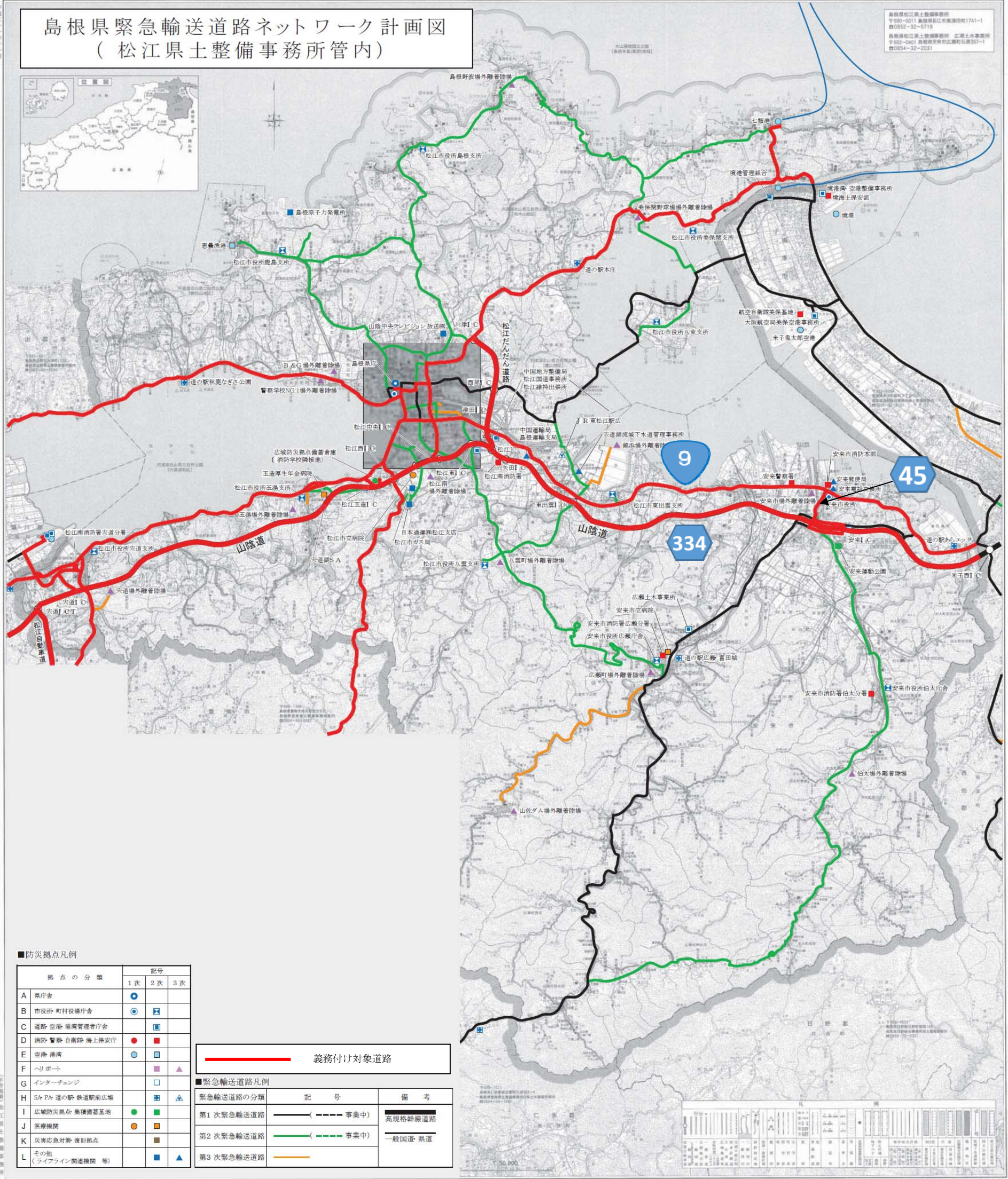
表 5-10 要緊急安全確認大規模建築物に該当する規模

要緊急安全確認大規模建築物		
	用途	耐震診断義務付け対象建築物の要件
法附則3条1項1号、2号	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 上記以外の学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	階数3以上かつ5,000㎡以上
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	階数3以上かつ5,000㎡以上
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
	事務所	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,500㎡以上
	幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	階数3以上かつ5,000㎡以上
	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
1 法附則3条3号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

表 5-11 防災拠点一覧

施設名称	棟名称	所在地	備考
安来市役所安来庁舎	1号館	安来市安来町 878-2	平成29年建替え予定
安来市役所安来庁舎	3号館	安来市安来町 878-2	平成29年建替え予定
安来市役所広瀬庁舎	—	安来市広瀬町広瀬 703	

# 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (松江県土整備事務所管内)



■防災拠点凡例

拠 点 の 分 類	記 号		
	1次	2次	3次
A 県庁舎	●	○	□
B 市役所・町村役場庁舎	●	○	□
C 道路・空港・港湾管理庁舎	●	○	□
D 消防・警察・自衛隊・海上保安庁	●	○	□
E 空港・港湾	●	○	□
F ヘリポート	●	○	□
G インターチェンジ	●	○	□
H SA・PA 道の駅・鉄道駅前広場	●	○	□
I 広域防災拠点・集積調整基地	●	○	□
J 医療機関	●	○	□
K 災害応急対策 復旧拠点	●	○	□
L その他 (ライフライン 関連機関 等)	●	○	□

■緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の種類	記 号	備 考
第1次緊急輸送道路	— ( - - - 事業中)	高規格幹線道路
第2次緊急輸送道路	— ( - - - 事業中)	一般国道・県道
第3次緊急輸送道路	— ( - - - 事業中)	

図 5-9 耐震診断の報告の義務付け対象となる道路

表 5-12 安来市における耐震診断の報告の義務付け対象となる道路の一覧

道路種別	路線名	区間
一般国道 (指定)	国道 9 号	鳥取県境～国道 9 号 出雲バイパス交点
主要地方道	県道 45 号 (安来木次線)	国道 9 号交点～県道 334 号 (安来インター線) 交点
一般県道	県道 334 号 (安来インター線)	県道 9 号交点～安来 I C



## 安来市建築物耐震改修促進計画

発行：平成 29 年(2017 年)3 月

編集：安来市 建設部 建築住宅課

〒692-0207

島根県安来市伯太町東母里 580 番地

TEL:0854-23-3325

FAX:0854-23-3381